

令和7年第3回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和7年9月4日（木）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

- 日程第 1 一般質問（3人）
- 日程第 2 議案第48号 専決処分（第6号）の承認を求めることについて
・令和7年度五城目町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第49号 令和6年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第50号 令和6年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第51号 令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第52号 令和6年度玉城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第53号 令和6年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第54号 令和6年度五城目町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 議案第55号 令和6年度五城目町下水道事業会計決算認定について
- 日程第10 報告第 4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率について
- 日程第11 報告第 5号 令和6年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第12 議案第56号 令和7年度五城目町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第57号 令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第58号 令和7年度玉城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第59号 令和7年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第60号 令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第2号）

- 日程第 17 議案第 61 号 令和 7 年度五城目町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 報告第 6 号 令和 6 年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 日程第 19 報告第 7 号 株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出について

令和7年五城目町議会9月定例会会議録

令和7年9月4日午前10時00分五城目町議会9月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

2番 小玉正範	3番 伊藤信子
4番 石川交三	5番 中村司
6番 佐沢由佳子	7番 石川重光
8番 松浦真	9番 工藤政彦
10番 椎名志保	11番 斎藤晋
12番 石井光雅	13番 佐々木仁茂
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

1番 石井和歌子

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川滋	副町長	澤田石清樹
教育長	畑澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課長	柴田浩之	会計管理者兼 税務会計課長	小玉洋史
議会事務局長	千田絢子	農林振興課長	石井忠大
商工振興課長	鳥井隆	建設課長	小野亨
学校教育課長	小玉重巖	生涯学習課長	工藤晴樹
住民生活課長	石井一	健康福祉課長	舘岡裕美
消防長	佐々木貴仁	総務課課長補佐	大石靖宜
代表監査委員	松橋嘉則		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（「議長」の声あり）

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） おはようございます。

昨日行いました私の一般質問におきまして、中学校の校名についてのやりとりの中で大変不快な思いを抱かせてしまった表現があり、私の意図するものと異なってしまったようですので、その釈明と訂正、そしてお詫びをさせていただきたいと思っております。

まずは、質問終了後、議長から指摘されましたにもかかわらず、前日の疲れからか、よく聞き取れていないにもかかわらず勝手に「削除」というふうに頭の中で解釈してしまい、あのような発言になってしまいました。私の意図としましては、町にとっても卒業生にとっても不利益となるかもしれないという趣旨であり、やりとりのいくつかの箇所でも言葉の選択を間違えてしまったこととなります。お詫び申し上げます。

具体的には、「卒業生の多くが第一という校名で」うんぬんとありましたが、一方的な見解と認識しまして、「卒業生の中には、という人も出てくるかもしれません」というふうに訂正させていただきたいと思っております。

私自身も五一中の卒業生として母校には誇りを持っております。多くのよい友達にも恵まれ、今でも交流が続いております。中学校の3年間を通し、心身ともに鍛え、成長させていただいたという感謝の気持ちがあります。また、母校には3年間勤務をさせていただき、素晴らしい生徒たちの教育に、微力ではありましたが携われたことには、大変深い感謝をしておるところです。ですので、母校への誇りを傷つける意図は全くございません。ここに、多くの皆様に不快な思いをさせてしまい、大きな誤解を与えることになったことを重ねてお詫び申し上げます。大変に失礼いたしました。

○議長（石川交三君） ただいま2番小玉正範議員から申し出がございました。昨日の一般質問中の発言につきましては、会議規則第61条に基づきまして、議長において記録を調査の上に措置をいたします。

なお、会議規則の第61条でございますが、発言の取消又は訂正というところがござ

います。つまり議会の許可を得て発言を取り消して、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることはできます。会期中に限り。ですから、今発言ありましたように後刻調査して措置しますけれども、ただし、発言の訂正というのは字句に限るものであって、発言の趣旨を変更することはできません。それをご承知置きください。

なお、一般質問は大事な議員活動の場でありますので、今後は十分に発言にはご留意ください。

これより一般質問を行います。

本日举行一般質問の発言の順序は、議会運営委員長報告のとおり、3番伊藤信子議員、5番中村司議員、6番佐沢由佳子議員の順序といたします。

3番伊藤信子議員の発言を許します。3番伊藤信子議員

○3番（伊藤信子君） おはようございます。3番伊藤信子です。どうかよろしく願いいたします。

日頃より町政運営にご尽力いただいております町長はじめ職員の皆様には、大変感謝申し上げます。

私ごとではありますが、9月の2日深夜帯に我が家で救急車を呼びました。救急隊員の皆様には大変お世話になりまして、ありがとうございます。本当に助かりました。ありがとうございました。

さて、今年は春先から天候不順や猛暑の影響により、稲の生育や米の品質にも影響が懸念されており、生産者からは将来への不安の声が多く寄せられております。また、近年はクマの出没が多く、農作物被害や人身被害の危険性が高まっており、私自身、毎日のようにウォーキングを楽しんでおりましたが、この数か月はウォーキングもできず、体力の低下を感じている今日この頃です。昨日の一般質問で斎藤議員もおっしゃっていましたが、人間の数よりクマのほうが多くなる世の中になるのではと不安の毎日です。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

1つ目としては、農業機械への助成金についてであります。

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、特に高齢化や担い手不足の影響から作業の効率が急務となっております。その一方で、農業機械の価格は高額であり、導入にあたっては経済的なハードルが非常に高いのが現状です。

秋田県内や近隣市町村の中には、農業機械の購入に対しまして助成金を出している自治体もあり、若手農業者の定着や生産性の向上に寄与していると伺っております。

近隣の井川町では、農業機械導入に対しまして、いろいろな条件をクリアした場合、最高額150万円まで助成する制度を設けております。例えば、農業者又は農業法人で、申請年度の3年前と比較して経営面積が30a以上拡大しているか、翌年度までに拡大する見込みのあるものに対しまして、町の農業経営の継続及び農作業の省力化を図るため、町内で農業を営む農業者又は農業法人等に対しまして、農業機械の導入等に要する経費について補助金を交付しております。また、条件としては、拡大後の経営面積を3年間減少させないこと、また、農機具販売を営むものから購入したのに対しては中古品でも対象となると、様々な条件はありますが、地域農業の維持活性化に大きく貢献していると伺っております。

五城目町においても、こうした施策の導入は有効だと考えます。

①として、農業機械の購入、更新に対する助成制度の導入について、また、高齢農業者や新規就農者への支援として、機械導入支援の必要性をどのように捉えているのかお聞かせください。お願いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 3番伊藤信子議員にお答えいたします。

井川町のこの取り組みにつきましては、その反響が私のところにも多く届いております。

地域農業の維持における農業機械導入に対する支援は、伊藤議員おっしゃるように非常に重要なことであると考えております。町としては、今年度から機械導入する農業法人に対して、これまでの既存の協調助成である12分の1から3分の1へ4倍ほど拡充して、で、県の補助事業を活用することにより、3分の2の支援をしております。これは、個人としての農業者の高齢化が進み、個人での農業経営が困難になってきており、今後の恒久的な農業経営を目的としたものであります。今後も、農業情勢の変化に応じた支援をしてまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 3番伊藤議員

○3番（伊藤信子君） ありがとうございます。前向きな答弁、本当にありがとうございました。

重なるかと思いますが、②番として、今後、町独自の支援策の導入や県、国の制度の活用を視野に入れた、具体的な検討状況があればお聞かせいただきたいと思っております。

地域の農業を守り、将来にわたって持続可能な産業とするためにも、農業機械導入に対する支援制度は、今後の重要な政策問題と考えます。町として積極的な検討をお願いし、制度設計に向けた議論を進めていただくことを要望いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

先ほど答弁した支援は、県と町の補助事業の活用による協調助成であります。町独自として事業化するためには、やはり持続的な農業を実施してもらうための要件等を検討する必要があると考えております。やっぱり何よりも農業が将来にわたって持続していくことが最も重要なことと捉えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 3番伊藤議員

○3番（伊藤信子君） 今のお話を聞いただけでも、これから若い人たちは、また農業に対する意力を燃やせると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の一般質問ですけれども、腹部超音波検査についてです。

地域住民の健康診断における腹部エコー検査の導入は、近年、肝臓、膵臓、腎臓などの疾患の早期発見に有効とされる腹部エコー検査の有用性が広く認知されています。特に高齢化が進む本町において、健康寿命の観点からも定期検査に腹部エコー検査を取り入れることは重要と考えます。検査時間は10分から20分くらいと考えられますが、検査の内容も、何とかな、こう痛くもないし、ただお腹を出してゼリー状のものをつけてやるだけなので、患者さんというか受診者にしてみれば、何もこうあまり抵抗を感じないものと思いますので、私も今回やろうと思ったんですけれども、もう締め切り状態だったのでできなかったんですけれども、で、近年、五城目町でも2年前から、井川町、大湊村をモデル事業として湖東厚生病院で行われておりますが、あまりにも実施できる件数が少なすぎて、予約の電話をしても、もう30分ぐらいで締め切られている状態でした。

そこで、以下の点について伺います。

①として、現在の住民健診における腹部エコー検査の実施状況はどれくらいでしょうか、お願いします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

町では、この腹部エコー検査のことを腹部超音波健診と呼んでおりますので、そのようにお答えしたいと思います。

令和6年度から開始いたしました、この腹部超音波健診であります。50歳以上を対象に50名の予約枠を設けて、今、伊藤議員おっしゃいましたように湖東厚生病院の協力を得ながら、今年度も実施しております。昨年度と同様に、今年度も現在50名の定員、予約の定員一杯となっている状況であります。

以上です。

○議長（石川交三君） 3番伊藤議員

○3番（伊藤信子君） 分かりました。

②番として、腹部超音波検査についてなんですけれども、健診項目を加えることによって、町の見解はどのようなものでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

先ほど伊藤議員がおっしゃいましたように、その個人の負担も、体力的な負担もほとんどなくできるということでありまして、膵臓、肝臓、脾臓などの病気の有無を調べる検査であり、無症状のうちに検査を行うことで様々ながんなどを早期発見でき、治療につなげることができます。このことから、働き盛りからの疾病予防と健康寿命の延伸や医療費の削減などにつながる非常に有効なものとして捉えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 3番伊藤議員

○3番（伊藤信子君） ③番として、実施に向けての課題と対応策は。結構50名ということに対しては、すごい問題があると思うので、この課題と対応策について何かお考えでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

この腹部超音波健診は、現在、湖東厚生病院の消化器内科の担当医1名で対応していただいております。一自治体で50名以上の予約が難しい状況であります。1人で対応しているために。今後も湖東厚生病院の協力を得ながら、来年度からは初回の方を優先し、新たな受診者を増やしていく対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 3番伊藤議員

○3番（伊藤信子君） ということは、やはり一つの自治体で50名以上の人を受け入れるということは難しいということなんでしょうか。でしょうね。どうでしょうか。

○議長（石川交三君） 館岡健康福祉課長

○健康福祉課長（館岡裕美君） 伊藤議員にお答えいたします。

現状は、八郎潟町と五城目町と2町でモデル事業として始めたもので、今現在も八郎潟町と五城目町で実施していきまして、1人のお医者さんで対応ということで、50名、50名で100名を対象として湖東厚生病院で行っております。で、まあこちらとしても、ほかの医療機関にも働きかけて協力いただけないのかなということも考えてはおりますが、今のところはまだ、ほかの医療機関につきましては、まあ秋田市の医療機関が多いんですけども、まあ秋田市の医療機関に関しましては秋田市民を対象としているということでして、秋田市民以外は対象としないということになりますとちょっと難しい状況で、協議がちょっと進めない状況となっているところでございます。

しかしながら、50人というのは、確かに伊藤議員のおっしゃるとおり少ないなということもありますので、いろんなことを検討しながら、ちょっと課題としてこちらでも捉えて、何とかできないものかということで検討してはまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 3番伊藤議員

○3番（伊藤信子君） 厚生病院の消化器のドクター1人でっていうことなんですけど、確か検査技師でもそういう資格を持つてる人がいると思うので、やはり今の湖東病院では確か2人はその資格を持っている人がいるので、できればそういう人たちからもやってもらって、何人でも、本当100人でも200人でも増やせるようにしていただきたいと思っておりますので、そういう働きかけをぜひやってもらいたいと思っております。

ただ、予算的にも2,000円ということで、もしかして負担になる方もいると思いますが、考えようによっては2,000円で、その膵臓がんとかっていうのはすごい見つけづらいという症状だと思いますので、そういうのを早めに見つけれっていうだけでもすごい私はいいいのではないかと思いますので、ぜひそちらのほうは働きかけていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の④番の質問になりますけれども、近隣自治体での導入状況や取り組み事例を把

握はしておりますでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

近隣自治体での導入状況は、現在、当町と八郎潟町の2町のみで実施しております。また、現在は導入していない近隣町村が来年以降に実施する可能性がありまして、当町は引き続き腹部超音波健診が有効な健診と捉えておりますので、今後も継続してまいります。

今、健康福祉課長が言ったとおりでありますけども、これからも湖東厚生病院との協議の場がありますので、そういう場で要望を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 3番伊藤議員

○3番（伊藤信子君） 恐らく人数が増えることによって、町としての予算もかなり増えてくるとは思いますけれども、そこいら辺も考えて、何とか早期発見のために、健康寿命を守るためにも頑張ってもらいたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石川交三君） 3番伊藤信子議員の一般質問は終了いたしました。

次に、5番中村司議員の発言を許します。5番中村司議員

○5番（中村司君） 5番中村司でございます。

8月と一昨日の豪雨水害で被災に遭われた町民の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、不眠不休であたられました当町職員の方には敬意を表したいと思っております。本当にありがとうございました。

昨日、町長が被害状況の報告等ございました。被災者に対して、できる限りの支援をするということを表明されまして安心したところでございます。ひとつよろしく願いしたいと思います。

それでは、通告に従い、大枠3つについて質問させていただきます。

1つ目、新入学児童に「軽量リュック」無料配布をということで、これは隣町、八郎潟町で昨年度から取り入れてある事例でございます。

昨年5月6日付けの魁新聞一面に「重い・高いランドセルを危惧」、「軽量リュック無償配布を」との見出しで記事が載っておりました。記事によりますと、ランドセルの

重さに対しては、「肩の痛みの原因になる」などとして日本医師会が警鐘を鳴らしていると。また、学用品などを扱うフットマークの調査では、教科書などを含めた平均重量は4.13キロ。3人に1人が通学時に肩や腰、背中に痛みを訴えた経験があるとしています。また、ランドセルの価格は高価であり、2018年の購入平均価格が5万1,300円だったのに対して、物価高騰もあり、2024年には5万9,138円に上昇しているとのことでした。

八郎潟町では、それらのことを踏まえ、教育委員からこうした現状を危惧する意見が寄せられたことを踏まえて、令和6年度の新小学1年生21人にリュックを無料配布したということでした。3色から好きなカラーを選べるようにしたところ、保護者からは感謝の声が寄せられていると記事でした。また記事の中では、ランドセル工業会の調査では、新入学児童が使うランドセルの半数以上が祖父母からのプレゼントという現状であり、八郎潟町教育委員会によると、町内でも実際にリュックを使用している児童は一、二割にとどまっており、浸透には時間がかかると思う。保護者には、リュックの使用が強制ではないことや校外学習などで活用してほしいと伝えているとの、これは新聞記事でした。

で、私が先月でしたか、八郎潟町教育委員会にお邪魔してお話を伺い、リュックを見せていただいたんですが、現在では5割くらいの児童が実際リュックを使用しているということでした。現物も見ましたが、随分軽くて、決して皮のランドセルに見劣りするもんじゃないなという印象がありました。

そこで質問です。

当町では以前、新入学時に指定された「黄色いランドセル」を購入し、全校児童が使用していたと記憶しております。いつから、どのような理由から現状のランドセルに移行したのか。その経緯について、わかる範囲で結構ですので、お知らせ願います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 5番中村議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会が、かつて五城目町内の指定された黄色いランドセルを取り扱っていた業者に伺ったところ、移行時期は不明でしたが、ランドセルが選択制になった頃から、主に祖父母が孫のために指定外のランドセルを買い始め、そのため、指定ランドセルを購入する保護者が少なくなったとのことでありました。こうしたことから、現在、黄色いランドセルは、五城目小学校の児童は使用していないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番中村議員

○5 番（中村司君） ありがとうございます。町のほうでも、いつからこういう取り決めがあってこうなったということじゃないと、自然に発生的になったということですね。はい、分かりました。

次、2 番目です。近年の物価高騰は、ランドセル価格にも影響は必至と考えられます。児童の身体的負担の軽減、また、保護者にとっては入学準備費用などの経済的負担が軽減となり、子育て世代への経済的支援としても効果があると思います。

市販のランドセルには様々な機能や装飾が施されたもの、また、カラーは数十種類に及び、選択の幅は豊富です。もちろん個性、多様性が尊重されるべきものであります。

「無償配布のリュック」の通学時使用を求めるものではなくて、使い道は各家庭の自由というふうに考えられます。

ちなみに商品を紹介するんですが、リュックの名称はワンパックとあって、アウトドア用品のメーカー「モンベル」、ご存じかと思うんですが、モンベルが2022年に発売開始しております。ナイロン製で反射テープが備わっており、もちろんタブレットが、端末が入るポケットもあります。重さは約930グラムで、皮のランドセルに比べますと随分軽い状況です。販売価格は1万5,000円程度ということになってます。仮に30人だと仮定すると、45万円ですね。そういうことになります。

この取り組みについて、町で採用の検討をしてはどうかというご提案ですが、当局の考えを伺います。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

児童生徒の携行品の重さや量につきましては、文部科学省から通達が発出されており、本町の小・中学校におきましても、児童生徒の実態に即し、通学時の携行品による身体的な負担軽減に取り組んでいるところであります。

ランドセルについては、ランドセルを使うことに法的な義務はなく、教育委員会でも通学鞆の形式に関する統ルールは設けておりません。したがって、五城目小学校がかつて使用していた黄色いランドセルは、体育着などと同様に学校独自で指定したものと認識しております。

また、ランドセルの近隣市町村の状況を申し上げますと、中学校では、ほとんどの学

校で指定の通学靴を購入、使用しておりますが、小学校においては、一部自治体で指定のランドセルを販売し、家庭で用意するものとの選択制を採用している例があります。指定のランドセルの使用割合は多くないものの、安価で軽量であることから、そちらを選択する家庭もあるというふうに伺っております。

こうした事例も参考にしつつ、教育委員会が軽量で安価なランドセルを指定するものではなく、学校として推奨することは可能というふうに考えております。

また、ランドセル購入の支援のあり方や教育費の負担軽減については、総合的な子育て支援策を今後検討する必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5 番中村議員

○5 番（中村司君） 再度申し上げますが、私、これを強制的に使用するというふうな話じゃないんですよね。あくまでも無償で配布すればいいのではないかと。使うなら校外学習に使ってもいいでしょうし、何使ってもいいだろうけども、それをただ無償配布したものを各家庭で選択してランドセル代わりに使うかどうかは、それは各家庭の自由だということを申し上げてるので、その辺のところ一応誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。

それでは、大きい 2 番、放課後児童の居場所についてということで、（1）学童保育「すずむしクラブ」について。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものとしております。

すずむしクラブは、平成 14 年に開設され、小学校の現在の移転改築に伴い、現在に至っているわけです。で、令和 6 年度、昨年度からは 4 年生を対象に加え、今年度、令和 7 年度からは、わかすぎくらぶの一時休止に伴い、5、6 年生の受け入れを開始しております。

そこで質問です。

小学校放課後における学童保育「すずむしクラブ」の平日と長期休暇、直近夏休みの利用状況、これ各学年ごとの児童数、申込数、利用率はどうかと。また、平日における放課後児童の図書館「わーくる」の利用数を伺います。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

令和7年度のすずむしクラブの平日と夏休み期間中の利用状況については、詳しくは別紙でタブレットに掲載させていただいておりますので、ご理解をお願いします。

それで、平日の利用率が最大なのは2年生で51.1%、最小なのは6年生で4.7%となっております。また、夏休み期間中の利用率が一番大きい最大なのは1年生で46.8%、最小なのは6年生で4.5%となっております。

また、平日におけるすずむしクラブ利用者以外の放課後児童の「わーくる」利用者については、細かい集計がされていないことから正確な数値ではありませんが、1日当たり約10人前後の利用となっておりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） ありがとうございます。先ほどの数字について、タブレットのほうに9月定例会の別紙資料、学校教育課ということで同じものが入ってますので、もし、ご参照いただければと思います。

これからファクトとして分かるものですね、ちょっと申し上げます。今年度の児童数が223人、五城目小学校の生徒たちです。で、平日の利用者数が58.1人、利用率が26.0。夏休みの利用者数が51.5、利用率が23.0となっております。

先ほど教育長がおっしゃったように、利用率は学年によって違いがありますが、学年が進むに従い、平日、夏休みともに低下傾向にあります。この要因については、様々なことが考えられると思いますが、もちろん、何と申しますか、高学年になると、すずむしに行ってもおもしろくないよとか、まあ場合によってはスポ少があったり、習い事があるからそこに行く必要がないと、様々な各個人の事情があると思いますが、傾向としてはそうだと思います。

あと、令和4年は、4年度は28.6人、令和、資料にはないんですが、令和5年は27.7人、令和6年は32.6人となっております。これは一応、令和6年度の事業評価シートから延べ利用者数を開設日数で割った数字なので、合ってると思います。

何が言いたいかというと、今年度、令和6年度は4年生も加わったことにより、前年度より5人ぐらい増えたのかな、1日当たり。で、今年度については58.1人から、平日、平日なんですけど、あ、32.6人から58.1人に増えたということで、約25.5人増加しております。

また、「わーくる」のほうは平日10人ほどということの話がありました。本当に、何といたしますか、例えば場合によっては親が迎えに来る間にそこで待機してるとか、本来の「わーくる」の本を見るために行っていないということも可能性があるわけ。要するに何を言いたいかというと、学校終わってから親が迎えに来る、スポ少ある、習い事ある間に、まあそこにステイするというようなこともあるかもしれません。これ客観的データがあるから、あ、あるというわけでないので私の想像なんですけど、まずそういう実態だということです。

それを受けまして再質問になるんですが、すずむしクラブ、現在移転時には利用予定者数は何人と想定していたのかと。もちろん設計段階で想定してから造ると思うんですが、当然、当時は1年生から3年生の児童を対象としたわけです。1人当たりの面積はこれくらいで、この人数だからこの建物というふうになったというふうに想定されますが、その辺分かるとすれば教えていただけたらと思います。

○議長（石川交三君） 答弁者。小玉学校教育課長

○学校教育課長（小玉重巖君） 中村議員にお答えいたします。

児童施設等の建設に係る想定する利用者は100人であります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） 課長、100人を想定して、あの面積だということですか。分かりました。

そうしますと、平日、まあ今58人ということであれば、十分キャパ問題ないというふうに理解でよろしいですね。分かりました。

わかすぎくらぶの一時休止により、令和7年度からは5、6年生を受け入れ開始。現在のすずむしクラブの利用者数は、先ほど言いましたが、32.6人から58.1人となります。私は利用者数に対して施設は手狭ではないのかなというふうに率直にいつて見ているんですが、ていうのは、私、夏休みのある、8月5日かな、一応訪問して現状見てあったんですが、何かそんな感じ、私は率直に言ってしてます。また、1年生から6年生が混在することは、運営にあたり様々な制限が生じ、子どもの自由度が低下するなど、児童にとって居心地のよい遊び場になっているのかと心配するところでもあります。

以上のことを踏まえまして、次の質問をしたいと思います。

児童保育施設は安全・安心が最優先であることはもちろんであります。「すずむしク

ラブ」は小学校に隣接し、グラウンドや遊具があり、近くには雀館公園があるなど、自然豊かな環境にあります。

しかし、現状は支援員不足のため管理が行き届かないなどの理由から、屋内での遊びが中心となり、自由度と寛容性に欠けるのではと感じているところです。子ども目線で捉え、五城目町ならではの環境を生かした「遊び・生活の場」としてのあり方を、もう一度、運営者、これは町、小学校、保護者が実際子どもの立場で考えてみて、協議し、よりよい放課後児童の居場所づくりに取り組んでいただきたいと思います。

そこで、当局の現状評価と課題認識及び今後の方針について伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

すずむしクラブは、わかすぎくらぶの休止に伴い、令和7年度から小学校全学年を対象としたことから、現在登録者が130人、平日の利用者は1日当たり約56人となっております。

日々の活動は学童施設内を中心にしておりますが、長期休業中には「わーくる」の利用、五城目小学校の階段教室でのDVD鑑賞や教室での勉強会、「わーくる」と学童施設との芝生スペースでの水遊びや夏祭り、すずむし号を利用した施設外活動などを実施しているところであります。支援員が退職した場合の補充人員の早期確保、学童施設外での活動頻度の向上、利用者の見守り体制の強化など課題もありますが、子どもたちにとって放課後の遊びと学びの場として楽しく活動できるように周辺施設の活用を図るなど、運営の充実に努めてまいります。

そのためにも、令和7年度も上半期を終えることから、登録している保護者、あるいは児童に対しアンケート調査を実施し、保護者の、あるいは子どもたちの要望や意見をいただきながら、今後の運営の参考にしたいと考えております。

また、教育委員会では、子どもたちの放課後のあり方について、すずむしクラブも含めた放課後の過ごし方を自分でデザインすることができるアフタースクール構想について、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） ありがとうございます。上半期を終わった段階で、児童に対してもアンケートするということですか。ああ、いいことですね。やっぱり大人の目線だけ

じゃなくて子ども目線でやっぱり捉えてみないと、大人が、大人っていうか、保護者が安心・安全が一番で帰らせてもらう、それはもちろんいいんですが、子どもが楽しいか、楽しくないかって、非常に遊びの場なので、その目線でひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは（２）番、児童館の設置についてということでお聞きしたいと思ひます。

昨年１０月開催された「子ども議会」において、中学１年生の生徒からですね、五城目町は世界一子どもが育つ町なのに、遊び場が少ない。自分たちが間取りやデザインに関わり、自由に利用できる児童館の設置の要望があった。また、６００軒も空き家があったら、理想の空き家が１軒くらいはあるのではとの再質問がありました。当局からは、公共施設とする場合、立地条件や耐震性などから理想とする空き家は現実的には少ないと。再質問に対しては、適当な物件があれば児童館にできるかもしれないとの答弁がありました。一応確認ですが、その時の答弁者は館岡課長ですが、間違ひないですか。はい、分かりました。

子ども議会の要望の真意は、高学年になれば友達の重要性が増す中で、大人の監視下ではなく、読書やゲーム、友達とのおしゃべりなど、自由に過ごせる居場所が欲しいという切なる私願だと感じました。

本町部で適当な空き家を見つけ、子どもの要望をできる限り取り入れ、間取りや内装等改修し、子どもの出入りが自由な遊び空間とする。見守り程度の管理人を配置し、原則自己責任とする。この自己責任については問題があるかもしれませんが、まあ多少、児童館の中でけんかした、たたいた、それは自己責任でいいという、私はそういう理解です。

五城目町子ども計画人口推計によると、６歳から１１歳までの子どもの数は、２０２４年２４０人から２０２９年には１６５人と、７９人の減少を予想しています。少子化がますます進む中、要望があった児童館が実現できたら、そこを遊び場とすることで、町の宝である子どもの自主性、創造性、豊かな表現力、協調性が育まれるとともに、町長がおっしゃる愛郷心の一層の醸成がされるものと私は考えます。

県内初になるか分かりませんが、子どもが自ら作る、空き家を活用した児童館。この実現、いかがでしょうか。町長の考えを伺いたいと思ひます。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） ５番中村議員にお答ひいたします。

空き家につきましては、現在も調査中ではありますが、令和6年度末時点の軒数では774軒が存在している状況です。そのうち、本町部においては333軒の空き家がありまして、これらの中に児童館のような遊び場として活用可能な物件は、今のところは見つかっておりません。しかし、私個人的に注目している物件もあるというふうに捉えております。

いずれにしましても、町中に子どもの声が響くというのは素晴らしいことですので、引き続き調査を行っていく中で、子どもの遊び場として活用できる空き家があれば検討していきたいと思っております。そして、今後、児童館のような遊び場ができることを想定した場合は、その管理運営方法や安全面などにも配慮しながら進めていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、子どもの居場所、遊び場として地域全体で見守り、安全に安心して過ごせる環境づくりの構築に努めてまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） ありがとうございます。町長、前向きに探していくという理解でいいですか。

確か私も雀館児童館の運営委員を何年かやらせてもらいましたし、確か私の記憶だと、町長も築地町児童館の運営委員やられてたと思うんですね。でも、もちろんここにいらっしゃる方も児童館で、まあ多いか少ないか別にして遊んだ経験はあるかと思っております。まあその辺のところ、町長思いを一にするということは非常にうれしい限りでございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

そこで私からちょっとこれ、仮に県内初、子どもが作る、空き家活用の児童館とした場合に、場合です、仮定なんです、予算がないよと。だけでも、児童と一緒に作ることを事前にちゃんと告知して、業者さんに。で、設計業者や施工業者を公募する。それにより、設計料、工事の大幅削減を図る。そんな馬鹿なことできないべっていう話かもしれませんが、業者によっては、まあそれが記事で取り上げ、メディアに出た場合に、新聞、テレビに取り上げてもらった場合に、まあその業者さんのPRにもなりますよね。さらには、今後は当町が発注工事にあたって、まあ入札参加指名などの業者さんがアドバンテージを感じたなということがあれば、そこに一肌脱ぐかっていうことだってあるかもしれない。これは分かりませんが、まあいずれどうすればできるか、どうすればコ

ストかけないでできるかと、そんな視点で考えていけば、まあどうかなというふうには私は思います。場合によってはガバメントクラウドを利用してもいいでしょうし、まあそういう形で、町のほうで変わったことやって、五城目変わったことやってるなど。それがもしかすると、町長がおっしゃるブランディングにもつながってくるかもしれません。まあそういった発想もちょっと豊かにして考えてみればどうかなというふうには私は思います。

ちょっと長くなりますが、本町では昭和40年に馬場目児童館、昭和41年に雀館児童館、昭和43年に内川児童館、昭和45年に築地町児童館が開設されます。先ほど言いましたが、平成14年にはすずむしクラブが開設されました。児童館は少子化に伴う利用児童の減少、建物の老朽化等からか、又は児童館の役目を終わったとの判断なのか、平成18年、雀館、築地町、内川児童館が廃止となっております。これについては、五城目町65年のあゆみに書かれておりましたので、間違いないと思います。

児童館と放課後児童クラブの大きな違いは何だかと、定義、定義っていうかな、難しいことじゃないですから、児童館は18歳未満の子どもが自由に利用できる児童福祉施設だと。専門の職員、まあ児童厚生員と書いてあるんですが、を配置して、遊びを通じた子どもの健全育成活動を行うところです。一方、放課後児童クラブは、先ほども言いましたが、保護者が昼間労働等で家庭にいない小学校に就学している児童が対象です。あと同じですね。両方とも運営主体は自治体か民間団体。例えば社福、NPO法人、ないし民間企業、これは共通です。ちなみに、児童館は全国、これ令和4年10月1日現在の数字ですが、4,301か所、公営施設が2,323か所、民営が1,978か所となっていました。民営が多いのは私としてはびっくりしたんですが、もしくはいろんなことが、NPO法人はあるのかなと思ったんですが、まあ一応そういう状況だということですね。

ここから見えてくるものは、すずむしクラブの利用対象外の児童。すずむしクラブに行ったけども何かおもしろくないし、なじめないなという児童。何らかの理由。まあ経済的なものかもしれない。何かの家の都合で利用できない児童。また、一番最初にこの子ども議会で提案した中学1年生の中学生は、居場所がないわけですね。自宅以外の遊び場がないということでもあります。私はいつだか、ふれあい館に孫連れて荒要商店で駄菓子買っていったところ、ふれあい館で小学生が3人ぐらいいて、同じお菓子食べてました。お菓子食べる分にはいいんでしょうけど、遊び場にはならないのかなというふう

に思ってます。まあそういうのが実際、実態だということです。一応、そこからあぶれる子どもがいるということ。その遊び場がないということはちゃんと知っておかなきゃいけないですよ。子どもは意見を発しないわけですから、そののところが大人がちゃんと受け止めて対応すべきだと私は思います。

今年度作成されました五城目町子ども計画では、町の目指す将来像として7つの重点施策が示されております。その中で、複合遊具も設置された妊娠から出産、育児までの伴走型支援策として子育て総合支援施設を、また、雀館公園一体を子どものびのびゾーンとして整備を目指すとしております。実現には、町長の強い思いで5つの施策の中に当然入ってるわけですが、といつつ、実現にやっぱり相当な時間と多額の財源を要すると私は思います。私は前のこども園の遊具の開放の時も話はしたんですが、子どもの成長は待ってくれません。黙ってもおっきくなっています。そのことを考えて、今回の子ども議会での発言、子どもの希望を叶えていただきたいと、私はそういうふうに思います。

また一つ付け加えて言うならば、これは荒川町長が議員時代も何回も、ほかの議員も何回も言ってますが、遊具が、遊ぶところがないよと、遊具が欲しい。プール脇の遊具撤去した。方々の遊具は撤去されております。もちろん撤去するにもお金がかかります。でも、その後、撤去しっぱなしで、じゃあ遊具はないわけですね。そういう意味では、私はブランコと簡単な滑り台とシーソーでもいい、まあジャングルジムでもいいんですが、3つくらい臨時にセットしてもいいんじゃないか、どっかに。で、ちゃんとのびのびゾーンの景観がきちっとしてきたら、それは移設すればとかでもいいわけですから、取りあえずそういったものを、そんなに大きな、私ちょっとネットで見たら、3つあれば100万円ぐらいあればできるような感じがしたんですよ。まず安全性のもちろんまず問題あるんですが、まあそういったところもちょっと検討していただければなというふうに思います。

以上です、これは。

それでは、大きい3つ目、県による馬場目川の維持管理・修繕工事について伺います。

質問(1)、現在、県発注工事、工期が11月30日として五城目橋から昭辰橋西側右岸の伐木、土砂除去が行われております。

一方、馬城橋を挟んだ東側、昭辰町側、あと、きゃどっこまつりやってた公園側ですね、の堤防には、雑木が繁茂して景観を損ねる箇所が見られます。堤防から雑木が出て

るということですね。その雑木除去は本工事対象に含まれているのか。また、含まれていない場合でも、工期が11月30日となっておりますし、もしくは工事完了してるか分かりませんが、施工している業者が五城目町に関連する業者ですし、そこを、その木の伐木をお願いできないのかなというふうに思います。で、あくまでも入ってないといった場合でも、場合によっては予算を変更契約で県のほうでその分つけるよとかでもいいですし、あそこのところっていうのはやっぱり当然川沿いあるんですが、馬城橋と通行量が多いところで目立つところです。で、片方除去しても片方にこう木が出てると格好悪いじゃないですか。そういう意味で、それはできないかという質問です。お願いします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

この件につきまして、秋田地域振興局の建設部に問い合わせをして回答をいただきました。

まず、現在実施中のあの工事でありますけども、五城目橋から昭辰橋の間の馬場目川の右岸、中村議員がおっしゃるとおり、が工事範囲でありまして、左岸側のその雑木の撤去は今回の工事は含まれておらず、で、今回の中でそこも追加するという予定はないとのことでありました。

私も左、左岸のほうは非常に気になっている場所でありますので、今後も、これまでも行ってきておりますけども、継続的なこの堆積土砂や雑木の撤去を強く要望してまいりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） 分かりました。あそこの今回県工事の受注業者さんは、五城目に営業所を持つてる業者であります。で、もちろん五城目の住人でもあります。まあ発注者は県ですが、そこら辺を何ていいますか、場合によっては頼むよみたいなことで、いうこともできないのかなというふうにちょっと思いました。まあ一応、県のほうに一生懸命陳情していくということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問（2）です。昭辰橋上流・東側、左岸の維持管理、修繕工事については、いまだ未着工であります。令和6年12月定例会において、荒川町長が議員時代の一般質問において、当局からは、令和6年度内着手に向けて予定であったが、所有者、県、町、三者の現地立会い実施、伐採箇所の確認を行ったと。その後、木の所有者から

県に問い合わせがあり、令和6年10月に木の所有者へ回答したが、その後、木の所有者からは応答がない状況と県から説明があったとの答弁でありました。

これ一昨年の、私の馬城橋から昭辰町にかけて、もちろん私のうちがあるんですが、そのところもちろん床上、昭辰町、あの川沿いの住家や雀館の私の通りの住家、床上・床下浸水ありました。なかなかこう東磯ノ目とか内川のほうにばかり注目が行ってるんですが、実は私のうちも床下で済んだんですが、は済んだんですが、床上浸水した住家がたくさんありました。その時に私も自宅にいましたが、最初に水が来たのは旧加賀谷木材の後ろからです。で、その後から堤防が越水して加わってきたということで、それが現実です。で、町のほうでどういうふうに捉えているか分かりませんが、したがって、あそこの今回取り上げてます、その県のほうで令和6年度着手を予定していたと、でもその所有者等の都合で延びてるということなわけですよ。で、やっぱり今回の大雨でも私は非常に堤防の水かさも気にしてましたし、浄水場の裏にも行ってみたりしましたが、大変これどうなのかなって心配してました。もちろん私だけじゃなくて心配してる、地域の人たち心配してるわけなので、そういったことを現状踏まえた時に、一刻も早くやってもらいたいということが思います。

以上、県で昨年回答してから1年近くになります。現状報告と着工の見通しについて伺います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

この件につきましても、同じく秋田地域振興局建設部に問い合わせをして回答をいただきました。

あそこは土地の所有者と木の所有者という複雑な状況であるわけでありまして、木の所有者からの応答がまだないという現状に変わりはなく、着工見通しが見つからないということでありました。これは私、先ほど中村議員おっしゃったように令和6年12月と、その前にもあそこは気になっていた場所でありまして取り上げたことがあって、一刻も早く進めるようにという質問をしたことはありました。まあ町としても引き続き早期に伐採できて、あの土地の浚渫もできるように要望するとともに、私自身も所有者からの理解が得られるようにその交渉に加わっていく覚悟でありますので、お伝えしておきます。

以上です。

○議長（石川交三君） 5 番中村議員

○5 番（中村司君） 町長ありがとうございます。まあ地域住民としては一刻もあそこを取り除いていただいて、そうしますと向かい側の湖東老健側、あそこの住民の方々も当然川幅が広がって掘削が行われれば、越水の可能性が減るわけですよ。そういったところで不安を抱えていますので、町長からまず自分も場合によっては交渉に加わってということのお話がありました。何とかひとつ早期にやっていただくように働きかけをお願いしたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（石川交三君） 5 番中村司議員の一般質問は終了いたしました。

午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 10 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番佐沢由佳子議員の発言を許します。6 番佐沢由佳子議員

○6 番（佐沢由佳子君） 午後からの最後の質問になります。

このたびの大雨により住家や農地に甚大な被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。度重なる大雨に不安な夜を過ごされた方も多くいらっしゃると思います。また、災害対策本部の設置や避難所の開設など、迅速に対応して下さった職員の皆様や関係機関の皆様に深く感謝を申し上げます。引き続きの対策・対応をよろしく願いいたします。

新聞やニュースでは、記録的大雨、記録的猛暑、水不足など、何かと「記録的」、「過去最大」などの言葉を頻繁に目にするようになりました。それだけ大きく気候が変わってきているのだと思います。また、いつ何時どんな災害に見舞われるか想像したくありませんが、現実に向き合っていかなければなりません。まずは、国や県と協力し、3 河川の堤防のかさ上げや捷水路などの計画に、町民の皆様にご理解とご協力をいただきながら、なるべく迅速に取りかかっていただき、それと同時に町独自の防災力を高めていき、根底から「災害に強いまちに」を目指しましょう。

それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

1 番、ホームページの改善をということで質問させていただきます。

(1) 現在の五城目町のホームページは、情報が分かりづらく、目的のページにたどり着くまでに手間がかかります。リンク先は多数あるが、更新が滞っている箇所も多く、情報が整理されていない印象を受けます。例えば、「ARUCO」には古い情報が残されたままであり、今はないサークルがあったり、また、観光協会のページも更新されていません。観光のリンクを開き、ネコバリ岩のページでは、まだ令和5年の大雨により通行止めと書かれてあります。町長の部屋も更新されておらず、渡邊前町長の新年の挨拶のみが掲載されているとの指摘も受けました。更新がされていないことの指摘は、更新していないことをとがめるというよりも、そもそも全体を見渡しにくい、更新しにくい構造になっていることが問題かと思えます。町の魅力や情報を発信する手段としてこれでいいのでしょうか。

また、「五城目移住宣言」のページ内には、空き家・空き地・空き店舗情報に加え、「あそぶ」、「食べる」、「まなぶ」、「暮らす」、「役立つ」といった分類で有益な情報も整理されておりますが、移住定住のリンクをそもそも開かなければそれらの情報にたどり着けない構造になっています。こうした配置では、必要な情報にアクセスしづらく、町民や情報を得ようとしている人にとって不便と言わざるを得ません。

近隣の八郎潟町や三種町のホームページでは、構成やデザインがすっきりしており、情報を探しやすいデザインになっております。町長が代わり、新たな新体制となったこの機会に、ホームページの全面的な見直し・再構築を行ってはいかががでしょうか。町としての見解はいかががでしょうか。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 6番佐沢議員にお答えいたします。

ご指摘ありがとうございます。私も以前、同じような内容の質問をしておりました。確かに「ARUCO」の情報だったり、移住宣言では「食べる」、「あそぶ」の情報はまだ古いものも多く見受けられます。改めてそのホームページの整理や、そのものによっては削除を指示いたします。

で、現在ホームページの全面的な見直し・再構築は考えてはおりませんが、佐沢議員と同じく情報の整理が必要であることは同じ認識でありますので、そのように進めてまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 五城目町を知ろうとする人は、やはりホームページを先に見ることが多いと思うので、ぜひ外からの目線で見えていただいて改善していただけたらと思います。

（2）番目、三種町では、AIのチャットボットによる問い合わせ対応をホームページに導入しているほか、「便利なサービス」というカテゴリーに、公共施設予約システム、ごみ出し検索、これは前回小玉議員がごみの出し方はこれはどうなんですかという質問されたのと同じで、例えばパソコンと入力すると、庁舎の中に小型家電の捨てる場所がありますということが表示されたり、親切な作りでありました。手続きナビ、オンライン申請、申請書ダウンロード等、生活に密着した機能を多数設けています。五城目町にも申請書ダウンロードする場所はあるんですけども、ちょっと羅列されているだけで、自分が探したいものにたどり着くのがちょっと難しいような状態になっています。住民目線に立った実用的な取り組みと、そのオンライン申請とか、その三種町のホームページでやられてることは、実用的な取り組みと評価できると思います。

五城目町でも、こうしたデジタル技術を活用して、町民の利便性向上を図るべき時期に来ていると考えます。DX専門監、デジタル・トランスフォーメーション専門監の助言・協力も得ながら、計画的かつ効率的に進めていく必要があると考えます。町として今後どのような方針・計画のもとでDXを推進していくのか、具体的な考えを教えてください。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

AI技術をはじめとするデジタル技術の進展は本当に目覚ましく、目まぐるしく、様々な仕組みを活用して、住民サービスの向上だけではなく、人口減少、職員数の減少の中での業務継続について、その効果が期待される場所でもあります。本町でも、マイナンバーを活用したぴったりサービスや書かない窓口、産前産後の母親を支えるための母子手帳アプリ「ごっこナビ」の活用など、様々なデジタル技術を活用しており、現在はAI技術などの活用も視野に入れ、電算組合からのアプリの試行にも参加し、その活用を模索しているところであります。

デジタル技術の導入については、前向きに検討させていただきますが、これは他の町村が導入しているからとか便利だから、で、職員の労力が節減できそうだからというエピソード的な観点ではなくて、デジタル専門監からもご助言いただいているように、導

入の背景や課題、実際に活用してもらいたいターゲット、その利用者数、利用率の見通し、そして導入した場合の期待できる効果、必要な経費と削減できる経費、職員の節約できる労働時間などを定量的に示した上で判断してまいりたいと考えております。

このような証拠に基づく政策判断、評価、いわゆるEBPMについては、本町の実情に見合わないシステムの乱立を防ぐとともに、導入後の利用状況を見て、見直しを考えるためにも有効だと考えているところであります。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 私も、ほかの町が導入してるからということの視点だけではなく、町民として今こうデジタルネイティブが増えていく、いる中で、やはり窓口に来るより、先にホームページで知れる情報があったり、ホームページの中で解決できるような例えば書類申請のものがあったり等あれば、やはり便利でありますし、そういうのを期待しているところであります。

次の質問に行きます。

2番、公共施設使用料の見直しをということで質問をさせていただきます。

（1）スポーツ少年団や部活動による公共施設の使用料について。

特に広域体育館やスパークの利用に関して、児童生徒数の減少に伴い、部費の中で施設使用料の負担が大きく、練習試合の開催も費用面から難しいとの声があります。それが小学校、中学校の体育館でやれば問題はないのでしょうかけれども、広域体育館もせっかくあるので、ぜひ利用できる状態になってほしいなと考えます。

近隣市町村では、その町のスポ少や部活動について、体育館や公民館の使用料を免除している例があります。例えば、八郎潟町では減免措置により無料で使用しており、小学生、中学生は無料で使用しており、能代市総合体育館でも条例により中学生以下の使用は無料と定められております。

本町としても、子どもたちの健全な育成を支援する観点から、スポーツ少年団や部活動における生徒児童の公共施設使用料の無償化を検討してはいかがでしょうか。町の考えをお伺いしたいです。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 6番佐沢議員のご質問にお答えいたします。

広域五城目体育館をスポーツ少年団や部活動で利用した場合には、条例で定めており

ます町内子ども料金の半額を使用料としていただいております。年々、各スポーツ少年団の団員や部活動の部員数が減少していく中では、それぞれの施設使用料の負担が大きくなっていることは認識しておりますが、無償化した場合、スポーツ少年団や部活動での使用が固定化され、一般利用が困難になることも懸念されます。中学校の室内の部活動については、現在休部になった部もあり、部同士で調整することなく学校の体育館で活動できるようになっており、以前よりは広域体育館の使用回数は少なくなると思っております。

教育委員会では、現在、町内のスポーツ少年団、中学校の部活動については、施設を借りた場合の使用料などに対し、活動費として補助金を支援しておりますが、保護者の活動費の負担が大きくなってきていることから、この後、使用実績に応じた補助金を支援するなど、負担の軽減を図りたいと思っております。

また、広域体育館などの体育施設の使用料については、周辺市町村の状況も参考にし、町社会教育委員会並びに秋田周辺広域市町村圏五城目体育館運営委員会、町教育委員会で協議し、スポーツ少年団や部活動に対する公共の体育施設の使用料について見直しを検討してまいります。

また、スパークの利用については、現在、野球スポーツ少年団や中学校野球部は合同チームになっている状況にもあることから、今後それぞれの活動なども考慮に入れながら、社会福祉協議会と協議を重ねていきたいと、そういうふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 自分の子どもが、まず外の、町外で活動することが多くなって、ほかの町では無料なのになっていう声も少しこう、ほかの五城目の人からも聞こえるようになっていたので、協議してご検討いただけたらと思います。

（2）番目、温水プールの使用料についてです。

温水プールは、燃料費の高騰や老朽化の修繕費など、今後も経費が掛かり増しすることが予想されます。秋田県内の温水プールでは、一般の利用料は500円程度のところが多いと思います。200円では安すぎるのではないかと少し思っております。値上げで町民の負担が増え、集客が減ってしまつては、望んでいることではないため、慎重になる必要があることではありますけれども、500円まで行かなくても、少しは値上げしてもいいのではないかなと考えております。

そして、町には温水プールがあるっていうのは、なかなかないことで、ほかにはないという特徴でもあります。小学校も近くなったことから、年間を通して授業でも使えるようになり、プールの業者の企画で6年生までにみんなが25m泳げるようになるようにと皆泳プロジェクトも行われています。教育的にも生涯学習的にも、こんなに立派な施設が、しかも低価格で利用できることをもう少し積極的に周知し、利用促進に努めるべきと考えます。町として、どうお考えでしょうか。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） お答えいたします。

令和5年の大雨により被災した屋内温水プールですが、令和6年度の利用者数は1万9,290人と回復傾向にあります。令和4年度比では3,300人ほどの減となっております。

使用料については、全体利用者の約4分の1が教室利用者となっており、月4回の教室受講料が、子ども水泳教室で4,500円、これは使用料100円込みでございます。水中運動成人水泳教室では3,000円、これは使用料が別途となっているため、大人の教室受講者からはプール使用料以外に受講料をいただいております。また、一般利用者の使用料は、町内外問わず一律、小学生が100円、大人が200円となっております。

周辺地域の温水プールの状況を確認したところ、大人の使用料ではありますが、県立県立総合プールで550円、北秋田市民プールで520円、能代山本スポーツリゾートセンター「アリナス」では300円となっております。

教育委員会としては、プールの維持管理を考えると値上げの必要性を感じておりますが、ただいま佐沢議員のご指摘のとおり、値上げによって利用者が減少することも考えられますので、今後利用者の皆さんの意見も伺いながら、幾つかのパターンで試算しながら、適正な使用料について検討してまいります。

また、男鹿潟上南秋唯一の温水プールであり、年間を通して健康増進に役立つ施設であることを近隣市町村への周知を図り、利用者の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 今、ペットボトルのジュースでも180円ぐらいするので、200円というのは少しこう安すぎるかなと思います。そこら辺、バランスを取って値

段の検討もお願いしたいなと思います。

あと、その周知の件ですけれども、プールの職員の人に周知いっぱいしたらって言うと、何か町のプールだから。で、プールの、生涯学習課では、町プールがっていう感じで、少しちょっとPRのする人が誰なのかなってちょっと思うところもありましたが、町で誇りを持って、五城目に温水プールがあるんだぞ、どうぞ利用してくださいっていうことは、もうちょっとPRを、に力を入れてもいいのではないかなと日々思っていましたので、ぜひよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

3番、予防を強化しようということですか。

五城目町は高齢化率が高いというのは皆さんご存じですが、やっぱり今70代の元気な人たちが、より元気にこれから過ごしてもらう。60代の人運動することで、まあ次、年齢を重ねてもまた元気に過ごせるっていうことをやっぱり目指していくべきではないかなと考えています。

そこで(1)番、温水プールには歩行用のプールがあり、改築当初には介護予防や健康増進の目的があったと思います。町としても、コロナ以前はたぶん活用していたと思うんですが、コロナの流行後、なかなかこう町挙げての活用が見れないなということがあります。コロナ流行も落ち着き、水害の影響での故障もひと段落ついたことで、もっと町の事業にも温水プールを活用すべきと考えますが、今後の予定、町の考えなど教えてください。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

まず、介護予防とは要介護状態の発生をできる限り防ぐ、遅らせること。そして要介護状態にあっても、その悪化をできる限り防ぐこと。さらには軽減を目指すことと定義されております。

当町では、やさしい健康運動教室、笑いヨガ、男性のための健康運動教室等々の各種介護予防教室を毎月3回から6回の頻度で開催しております。実際、今開催されている介護予防教室の参加者は、毎回十数名おりますが、参加者のうち平均年齢が75歳以上となっております。

十数年前は、温水プールにおいて介護予防教室が開催されていたこともありました。その頃、参加者が、この水着の着脱が困難で、温水プールでの介護予防教室の参加への

ハードルがぐんと高くなってしまおうという課題がありました。介護予防教室といいますと、高齢者を思い浮かべる人が多いと思いますが、筋力の衰えなどは40歳前後から既に始まっているということからも、いかに早めに介護予防に取り組むかも重要な課題であると捉えております。

今後は、60代から70代を対象とした教室の一つとして、温水プールでの介護予防、フレイル予防の教室の企画も有効と考えておりますので、調査・検討して進めていければと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） やはり五城目町でこれだけお金をかけて維持している温水プールは、やはり五城目町の町民の利益になるように使うべきだと思います。お金のことだけではなく、やっぱり体、健康維持っていうのをもうちょっと、せっかくある施設を利用して、こう健康の維持を高めていくっていうのを推進していくのが五城目らしさっていうか、五城目の特徴でも、せっかく施設があるっていうところで五城目の特徴にもなり得ると思います。

（2）番目です。ちょっと唐突な感じですがけれども、インターバル速歩という信州大学大学院医学研究科の能勢博特任教授らが研究し考案したウォーキング法が今注目されています。ジャパニーズウォーキングと呼ばれ、世界にも注目されているようです。つい先日にもテレビで取り上げられていました。早歩き、さっさか歩く早歩き3分と、ゆっくり歩き3分が1セットで、1日5セット以上、週に4日以上が推奨されています。健康効果は、体力の向上、生活習慣病、気分障害、睡眠の質、認知機能、関節痛、骨粗鬆症などの改善、熱中症予防など多岐にわたります。この30分の運動で、1日1万歩歩くよりも健康効果が高いそうです。2004年以降、現在も続いている研究では、インターバル速歩を5か月間続けた1万人のデータが蓄積されており、体力が平均10%向上、高血圧や高血糖、肥満などの生活習慣病は平均20%改善されているというデータがあるそうです。道具も使わず、場所も選ばず、動きも激しくなく、難しくなく、どんな年齢にも対応可能なところから、介護予防、生涯スポーツにも最適であると考えます。

調べていくと、由利本荘市では、2015年から市民に対して普及活動に取り組んでおり、その間、市民からも指導員も誕生したりと、新しい交流や役割も生まれているようです。

高齢化率が高い我が町には、介護予防、健康寿命は重要な視点であると考えます。健康づくり、新たなコミュニティづくりの一環として取り入れるのはどうかなと考えております。私も今40後半になり、体力の衰え等、運動不足っていうのを感じていて、ちょっとこれの、インターバル速歩を見て、これだったらできるかなと少し考えたのでありますけれども、町として例えば、一応大学で研究されているっていうことで、講演会とか体験会とか会場提供など、ムーブメントをつくるきっかけを生む活動をしてはどうでしょうかという、町としてのお考えをお聞きしたいです。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、インターバル速歩は、誰でも、どこでも、簡単に継続できる効果の上がる運動として、メディアなどにおいても、日本国内だけでなく、海外でも注目を集めており、介護予防、生涯スポーツにも最適であります。私もこの間、何かのテレビで見まして、お、これはいいなと思って、なかなか時間が取れない中、これをぜひ教わって取り入れてみたいもんだなど。その場合、異常に早く通勤してる姿が現れるかもしれませんが、ぜひ取り入れてみたいなというふうに思いました。

由利本荘市でも、その健康寿命を延ばす取り組みとして、平成27年から取り入れておまして、月1回程度のインターバル速歩体験会を行い、50代から80代といった幅広い年代の方の参加のもと、ロコモ・フレイル予防としての効果を実感しながら現在も続いているとのこととあります。

佐沢議員がおっしゃるように、少しでも若いうちから健康寿命を延ばす取り組みが介護予防につながるということから、今後は各種教室の対象者を、若いうちから始められるようインターバル速歩などのような教室を健康づくりの一環として取り入れていくことも重要と考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） このインターバル速歩のいいところは、まず体験会で体験した後、まず自分の例えば近くの公民館でみんなでサークルつくってやったり、まあ集まるのが苦手な方でしたら一人でやったり、そういうことができるのと、ただ勝手にやればいいじゃないかっていうよりは、みんなでその健康を目指すっていうところの気持ちをこう盛り上げるのに、道具がなきゃできないとかお金がなきゃできないっていうのでな

く、そういう選択肢、みんなでこうやるっていうそういうコミュニティもできるのと、あと、由利本荘市のそのいいなって一番思ったのは、市民の中から、またその姿勢とか歩き方を指導する指導員が出てきて、その人の新たな役割ができてくるところもまたいいなと思っているのと、あと、さっき町長がおっしゃいましたけど、家から出てきた時、まあ速歩きしたり、遅く歩いたり、変に思うかもしれないけどっていうのを、変に思わないように、みんなが、ああ、あれはインターバル速歩やってるんだなという認識があれば、みんなこう外でやりやすくなるんじゃないかなと思っているのもう一つ、外でみんながこうわいわい歩くようになれば、クマ対策、ちょっと飛躍はしすぎてるかもしれないんですけども、何人かでそういう朝の運動をするっていうのを習慣にしていれば、人の声も聞こえるし、クマ対策にもなるのかなと考えた次第です。検討して、もし実現できたら私も参加したいなと思っております。

それでは4番目、高校生への通学支援をということで質問いたします。

(1)番ですね、(1)番しかありませんけど。五城目町は、立地的に高校生になると電車通学をする人が多く、通学定期購入の費用は家計への負担が大きいと感じます。通学定期の補助をしている自治体もあり、五城目町も検討してはどうでしょうか。

先ほどから隣町の話ばかりをしているので申し訳ないんですけども、井川町では定期購入の2分の1助成をしていましたが、このたび、令和5年からは全額助成しています。さらに、五城目高校に通っているお子さんがいる家庭には、井川さくら駅から八郎潟駅までの通学定期相当の額を助成しているようです。参考までに、八郎潟駅から秋田駅間の高校生の通学定期は、1か月のものと7,690円、3か月2万1,910円、6か月4万1,540円です。兄弟がいる場合などを考えると、子どもがいればそれだけ負担が大きいですということになります。

ぜひ五城目でも、一応財政の、どのぐらい助成するかということもありますけれども、検討していただきたいなと思ってお聞きしました。町として、どうお考えでしょうか。

○議長(石川交三君) 荒川町長

○町長(荒川滋君) お答えします。

非常に魅力的なご提案ではありますけども、町内の高校生を育てるご家庭全てにおいて、この通学定期代の負担を抱えている状況ではありませんので、そこで公平性について考慮する必要があります。今後は、この電車の定期代補助に限りことなく、ほかの支援方法も含めて、総合的な視点により検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 保育料無償や、小さい子に関わる支援がやはりこう目立ってきていますので、どんどん子どもが大きくなるにつれてお金がかかるなというのは正直なところであります。いろんな方法で、町として独自の方法が見つければいいなと思っております。

少子高齢化、高齢化率が高い、ポジティブに言い換えれば、子どもの育ちを見守る大人がたくさんいる町です。介護予防に努め、元気な大人たちがたくさんいる生き生きした町を目指し、少ない子どもたちの育ちを支え、見守る、そして生き生き、わくわくした大人がたくさんいれば、子どもたちに将来への希望も生まれると思います。世界一大人も子どもも育つ町、それが五城目町と呼ばれるように、格好いい大人がたくさんいる町を目指していきたいなと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 6番佐沢由佳子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時50分といたします。

午後 1時38分 休憩

.....
午後 1時50分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第48号、専決処分（第6号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴りの3ページ、そして、併せまして令和7年7月16日付けの町長専決処分の予算書をお願いいたします。

議案第48号、専決処分（第6号）の承認を求めることについて、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年度五城目町一般会計において、きゃどっこまつりなどの夏の行事が行われる前に、町民が集う会場となります雀館運動公園周辺の安全確保を図るため、交通安全対策、そしてクマ出没対策を講ずる費用について、地方自治法第179条第1項

の規定によりまして、令和7年7月16日付けをもって、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第2号）として専決処分をさせていただいたものであり、報告し承認を求めらるるものでございます。

続きまして、予算書のほうをお願いします。補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正についてですが、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ806万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を63億4,125万円としたものであります。

次に、予算書の3ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入でございますが、今回の補正の財源としまして、19款繰越金を806万3,000円増額補正を行い、歳出でございますが、2款と3款でございますが、2款の中の財産管理費、そして8款においては道路維持費と公園管理費におきまして、生け垣の撤去、それから法面の草刈りなどの委託料として、合わせまして114万4,000円を補正し、また、町道、小学校前の道路になりますが、雀館幹線、それから五城目外環状線の道路の白線引き、そして雀館運動公園の第1・第2・第3の駐車場の白線引きの工事請負費として、線引きだけで、合わせて691万9,000円の補正をしたものでございます。

なお、草刈り等の作業、そして工事等については、全て8月末で終了しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第48号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

本日は参与といたしまして代表監査委員の出席を求めています。

代表監査委員着席のため、暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案第49号、令和6年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴りの4ページ、そして、併せまして令和6年度の決算書のほうの準備をお願いいたします。

それでは、議案第49号、令和6年度五城目町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員による審査結果の意見書を付けて同決算の認定を求めるものであります。

決算書をもとに、主な決算概要についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入歳出決算総額についてでございますけれども、決算書の6ページ、そして7ページをお願いいたします。

歳入の総額でございますが、このページの下の下段、歳入合計欄をご覧いただきたいと思えます。予算現額でございますが、88億3,236万5,900円、そして調定を飛ばしてその次の収入済額でございますが、80億5,772万5,146円、収入未済額が5,858万6,930円となっており、町税等の未納分となっております。それと、予算現額と収入済額との比較でございますが、三角、マイナスの7億7,464万754円となっておりますが、この要因は、災害復旧費国庫負担金などの翌年度繰越によるものでございます。

続きまして、次のページ、10ページ・11ページをお願いします。10ページ・11ページでございます。

これも表の下段のほう、歳出合計欄をご覧いただきたいと思えますが、歳出の総額でございます。予算現額については歳入と同じく88億3,236万5,900円で、支出済額でございます。その隣になります、75億268万5,630円となっております。その隣になります、翌年度繰越額が9億4,776万4,848円となっております。で、予算現額とその支出済額の比較が載っておりますけれども、13億2,968万270円であり、この要因も歳入と同様に災害復旧事業などの翌

年度繰越が大きかった関係で、この金額となっております。

次に、12ページ、次のページになりますが、12ページの下段のほうになりますけれども、お願いします。

歳入歳出差引残額でございますが、5億5,503万9,516円となっております。これは総括的なものでございます。

続いて、歳入及び歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

はじめに、歳入について申し上げますが、またページを戻っていただきまして、2ページ・3ページをお願いいたします。2ページ・3ページをお願いします。

款ごとに主なものを説明してまいります。

1款の町税、一番上の、1款の一番上のところを見ていただきたいと思います。収入済額でございますが、6億9,093万5,880円でございます。徴収率は前年度より0.26ポイント減の90.63%となっております。収入未済額もございまして、昨年度よりは若干減額となっておりますけれども、引き続き、徴収率の向上と欠損処分の抑制を図りながら、町の自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、下のほうになりますが、10款地方交付税でございます。収入済額は31億8,251万1,000円で、昨年度と比較で1億1,291万7,000円の減額となっております。令和5年7月の大雨災害に係る費用の特交措置が皆減されたことにより、1億円以上の減額となっております。

次に、4ページ・5ページをお願いします。

次のページの上から3段目になりますが、14款の国庫支出金でございます。収入済額は20億6,274万5,309円で、前年度比較で5億767万9,517円増額となっております。これについては、災害復旧費国庫負担金が大幅に増額となったことによるものでございます。

続いて、その下のほうになりますが、19款繰越金をご覧いただきたいと思います。収入済額は4億6,522万7,847円で、前年度比で2億3,472万5,876円増額となっております。昨年度の2億円多くなっている繰越金となっております。

次に、6ページ・7ページをお願いします。

21款の町債でございます。収入済額は4億2,070万円で、そのうち、大雨災害に係る災害復旧事業債が1億7,950万円で、ほかに道路橋りょう整備事業債が9,570万円などとなっております。前年度と比較しますと、この町債については7,5

60万円減額となっております。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

8ページ・9ページをお願いいたします。

2款総務費でございますが、支出済額が7億7,208万8,439円でありまして、そのうちの定額減税・調整等給付金事業の5,996万6,629円が皆増などによりまして、昨年度より4,845万933円、この款については増額となっております。

続いて、その下の3款民生費でございます。支出済額は16億2,099万3,961円で、令和5年7月大雨災害に係る災害救助費が前年度より5億4,857万871円減額となりまして、全体では前年度より7億3,044万7,986円減額となっております。翌年度繰越額が載っておりますけれども、防犯防災対策備品購入などということで2,353万8,000円計上しております。

その下の4款衛生費でございますが、支出済額が4億1,578万7,629円で、令和5年の、これも7月大雨災害の給水支援に係る水道事業会計補助金の減額などによりまして、前年度と比較しますと8,753万1,912円減額となっております。翌年度の繰越額30万3,000円計上しておりますけれども、出産・子育て応援交付金事業に係る事業のものでございます。

続いて、6款農林水産業費でございます。この支出済額が2億7,937万4,812円でございます。主なものとしましては、多面的機能支払交付金事業であったり、森林環境譲与税事業などとなっておりますけれども、この款については前年度比較で見ますと3,603万2,302円減額となっております。翌年度繰越額も計上されてございますが、県営土地改良事業などに係るもので2,941万3,000円となっております。

次、7款の商工費でございますが、支出済額は2億1,933万3,672円であり、このうち物価高騰対策事業費は3,928万4,916円となっております。前年度の比較で見ますと総額では9,225万4,388円の減額となっております。翌年度繰越額、ここも計上されておりますけれども、オール五城目生活応援商品券事業に係るものでございまして、4,688万1,000円となっております。

続いて、10ページ・11ページ、次のページをお願いいたします。

8款の土木費でございますが、支出済額が7億4,779万2,680円で、五城目橋橋梁整備事業など地方道路整備交付金事業や下水道事業会計負担金などによりまして、

前年度と比較しますと1億967万5,000円増額となっております。翌年度繰越額がございますけれども、町単独の事業でございますが、川反通線の舗装改良事業などに係るものでございまして、713万6,000円を計上してございます。

9款、10款は説明を省略させていただき、11款災害復旧費でございますが、支出済額は17億4,275万632円で、令和5年7月大雨災害復旧事業により前年度と比較しますと5億6,603万3,734円増額となっております。ここも翌年度繰越額がございます。大きい額でございますが、5年災、そして6年災の農地、農業用施設、公共土木施設災害復旧事業に係るもので、8億3,554万3,848円となっております。

以上、歳入歳出決算の概要について申し上げましたけれども、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、この決算書の15ページから441ページとなっております。この内容については説明はしませんので、よろしく願いいたします。

最後のページっていうか、442ページをお開きいただきたいと思いますが、一般会計の一番最後のページになりますが、442ページには実質収支に関する調書を載せてございます。令和6年度の実質収支額は3億1,884万7,000円となっております。

一般会計に関する決算の説明は以上となります。

なお、一般会計と国保会計など4件の特別会計の決算につきましては、去る7月8日から15日までの6日間、松橋、そして石井両監査委員の審査を行っていただき、その審査結果について別紙により意見書を付して提案させていただくものでございます。

ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 次に、監査委員の報告を求めます。松橋代表監査委員

○代表監査委員（松橋嘉則君） 議会報告の前に一言だけ申し上げさせていただきたいというふうに思います。

私は、本年6月14日、監査委員に就任しました松橋嘉則と申します。自治体の会計処理は初めてでございまして、学ぶべき点が多々ございますが、適正な会計処理、公正で効率的な事業、財政運営を目指し、監査委員の任務を全うできますよう努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和6年度一般会計歳入歳出決算議会報告に入らせていただきます。

令和6年度の決算審査は、去る7月8日から15日にわたり、議会代表の石井監査委

員とともに対面での審査を実施いたしました。

実施内容は、各課室における重点施策、関係帳簿に基づく予算の執行状況、今後の課題、財産に関する事務及び計数などの確認を行い、適正に執行されているかを審査いたしました。

お手元の各会計決算審査意見書及び附属書類に基づき、ご報告申し上げます。

なお、金額については千円単位で報告いたしますので、ご了承願います。

はじめに、一般会計についてです。

意見書の2ページをご覧ください。

歳入総額は80億5,772万5,000円、歳出総額が75億268万5,000円で、差引額は5億5,504万円、翌年度繰越額2億3,619万3,000円を除いた実質収支額は3億1,884万7,000円の黒字となっております。ただし、単年度収支額では、前年度実質収支額3億6,629万9,000円を差し引くと4,745万2,000円の赤字となっております。

次に、歳入について申し上げます。

意見書2ページから8ページであります。

主要自主財源であります町税については、前年比3,283万6,000円減少し、6億9,093万6,000円となっております。また、収入率も前年比0.26ポイント低下し、不納欠損額については前年を上回る結果となっており、自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、滞納状況の調査を十分に行い、引き続き収納率向上に努力していただきたいと思います。

次に、歳出であります。

意見書の9ページから11ページでございます。

予算執行率は84.95%で、3億8,191万5,000円の不用額が生じておりますが、各種事業の契約差金や各課室の節約によるもので、概ね適正に処理されているものと認められます。

次に、令和6年度の事業関係について、決算意見書の23ページから25ページをご覧ください。

生活支援事業については、主に家計への影響の大きい非課税世帯や子育て世帯への支援と物価高騰対策として施設や事業所への補助などが実施しております。また、学校給食費無償化事業を自主財源で継続するなど、今後も、限られた財源ですが、効率的かつ

効果的な事業展開をお願いします。

次に、財産に関する調書についてご報告申し上げます。

公有財産は、土地及び建物、有価証券、債権、基金の残高等を検査いたしました。調書のとおり相違ありませんでした。引き続き公有財産等の管理の徹底をお願いします。

以上、令和6年度一般会計歳入歳出決算のご報告といたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第49号の審査については、決算特別委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。公営企業会計決算を除く議案第50号から議案第53号までの特別会計決算4件を一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第50号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号、令和6年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上4件を一括議題といたします。

以上4件について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案の綴りの5ページから8ページをお願いします。併せまして、決算書については準備されてると思います。

それでは、特別会計4件につきまして一括して上程をさせていただきます。

議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号の特別会計4件の決算認定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別紙による本案に関する監査委員の意見書を付けて提案し、議会の認定を求めるものであります。

はじめに、議案第50号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要をご説明申し上げます。

決算書の444ページ・445ページをお願いいたします。

先ほどと同様でございますが、表の下段、歳入合計欄いただきたいと思っております。歳入の総額でございますが、予算現額が11億6,310万2,000円、収入済額11億785万5,582円、収入未済額2,429万564円であります。

次に、448ページ・449ページをお願いいたします。

表の下段の歳出合計欄をご覧いただきたいと思っておりますが、歳出決算の総額でございます。予算現額、歳入と同じでございますが、11億6,310万2,000円で、支出済額が10億9,576万1,593円、不用額が6,734万407円であります。歳入歳出差引残額は1,209万3,989円であります。

歳入歳出決算事項別明細書は、451ページから483ページとなっております。説明は省略します。

国保会計の決算についての説明は以上となります。

続きまして、議案第51号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。

決算書の486・487ページをお願いいたします。

下段の歳入合計欄をご覧いただきたいと思っておりますが、歳入の総額でございます。予算現額が1億5,508万9,000円、収入済額が1億5,400万4,443円、収入未済額が67万3,300円であります。

次に、488ページ・489ページをお願いいたします。

下段の歳出合計欄をご覧いただきたいと思っておりますが、歳出の総額でございます。予算現額、これも歳入と同じ額でございますが、1億5,508万9,000円、支出済額が1億5,388万5,336円、不用額が120万3,664円であります。歳入歳出差引残額は11万9,107円であります。

歳入歳出決算事項別明細書は、491ページから503ページとなっております。

説明は以上となります。

続いて、議案第52号、令和6年度五城目町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、保険事業勘定でございます。

決算書の508、そして509ページをお願いいたします。

下段の歳入合計をご覧くださいと思います。保険事業勘定歳入の総額でございます。予算現額19億848万8,000円、収入済額19億3,873万6,278円、収入未済額が211万3,642円であります。

次に、512・513ページをお願いいたします。

下段の歳出合計欄のところをご覧くださいと思いますが、保険事業勘定歳出の総額でございます。予算現額が、これも歳入と同じ額の19億848万8,000円、そして支出済額でございますが、18億873万7,721円、不用額が9,975万279円であります。歳入歳出差引残額は1億2,999万8,557円であります。

次に、介護サービス事業勘定でございますが、514・515ページをお願いいたします。

下段の歳入合計をご覧くださいと思いますが、介護サービス事業勘定の歳入総額でございます。予算現額が514万3,000円、収入済額が487万4,309円あります。

次に、516・517ページをお願いいたします。

下段の歳出合計欄をご覧くださいと思いますが、事業勘定の歳出総額であります。予算現額が514万3,000円、それから支出済額が487万3,860円、不用額が26万9,140円あります。歳入歳出差引残額は449円あります。

歳入歳出決算事項別明細書は、519ページから575ページとなっております。

介護保険についての説明は以上となります。

次に、議案第53号、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。

決算書の578・579ページをお願いいたします。

下段の歳入合計欄をご覧くださいと思いますが、歳入の総額でございます。予算現額389万5,000円、収入済額389万5,167円あります。

次に、決算書の580・581ページをお願いいたします。

下段の歳出合計欄をご覧くださいと思いますが、歳出の総額でございます。予算現額が389万5,000円、そして支出済額344万5,199円でありまして、不用額は44万9,801円あります。歳入歳出差引残額は44万9,968円あります。

歳入歳出決算事項別明細書は、583ページから591ページとなっております。

障害認定のほうの特別会計の説明は以上となります。

以上、特別会計4件の決算認定について一括して議案上程をさせていただきました。

ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 特別会計4件について監査委員の報告を求めます。松橋代表監査委員

○代表監査委員（松橋嘉則君） 特別会計についてご報告申し上げます。

意見書の12ページをご覧ください。

特別会計は、全ての会計で黒字決算となり、全体で1億4,266万2,000円の繰越額となっております。

単年度収入では、国民健康保険特別会計と障害認定事業特別会計が赤字、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計が黒字となっております。

それでは、国民健康保険特別会計についてご報告申し上げます。

意見書の13ページから15ページであります。

歳入歳出の差引額は1,209万4,000円の黒字ですが、単年度収支では2,039万8,000円の赤字となっております。その要因は、国民健康保険税が前年比979万3,000円減少し、収入率も前年を0.23ポイント減少しており、さらに、基金積立金として3,000万円を支出したことによります。不納欠損金518万5,000円、収入未済額は2,429万1,000円と前年度より減少しておりますが、今後も未納解消に向けたきめ細やかな納税相談と収納対策を望みます。

次に、16ページにあります後期高齢者医療特別会計についてです。

歳入歳出の差引額は11万9,000円の黒字であります。不納欠損額、収入未済額は前年比で減少し、改善しています。未納分の保険料については町に徴収義務がありますので、引き続き滞納解消の努力をお願いします。

次に、16ページから17ページの介護保険特別会計についてです。

保険事業勘定、介護サービス事業勘定の2つの会計となります。保険事業勘定の歳入歳出の差引額は1億2,999万9,000円の黒字となりました。介護認定者は前年度から22人増加し、888人となりました。収入未済額は前年より減少しましたが、不納欠損額は増加しております。引き続き未納額の解消に努力願いたいと思います。また、令和6年度から介護保険料基準額が引き下げられました。計画的な施策の推進をお願いします。

次に、障害認定事業特別会計についてです。

意見書の18ページになります。

歳入歳出の差引額45万円の黒字となりましたが、単年度収支では69万9,000円の赤字となりました。障害認定については、3町1村による審査会で行われており、審査件数は前年度比25件増加し、80件の審査がありました。

以上、令和6年度特別会計歳入歳出決算のご報告といたします。

○議長（石川交三君） 特別会計4件に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 各案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。以上4件のこれが審査については、決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号は、決算特別委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。議案第54号、議案第55号の公営企業会計決算2件を一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第54号、令和6年度五城目町水道事業会計決算認定について、議案第55号、令和6年度五城目町下水道事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

以上2件について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴りの9ページ、そして10ページをお願いします。併せて、水道事業、そして下水道事業の会計の決算書の準備もお願いいたします。

それでは、公営企業会計2件につきまして一括して上程をさせていただきます。

議案第54号及び議案第55号の公営企業会計2件の決算認定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、別紙による本案に関する監査委員の意見書を付けて提案し、議会の認定を求めるものであります。

はじめに、議案第54号、令和6年度五城目町水道事業会計決算認定について、決算

の概要をご説明申し上げます。

水道事業会計決算書の1ページから3ページの決算報告書、損益計算書に基づき、ご説明を申し上げます。

1ページからでございますが、はじめに、収益的収入における税抜きの事業収益でございますけれども、収入欄の欄外にあります1億8,491万153円であり、収益的支出における税抜きの事業費は、これも支出の欄の欄外にありますように2億4,339万8,926円であります。

次に、3ページの損益計算書をお願いいたします。

営業損失は7,213万3,881円、経常損失は5,636万4,693円であります。

次に、4ページをお願いいたします。

当年度純損失は、さきの経常損失に特別損失を加えますと5,848万8,773円となり、これに前年度未処理欠損金703万4,222円を加えますと、当年度未処理欠損額は6,552万2,995円となっております。

なお、この赤字決算についてでございますが、平成29年度から8年連続となるものでございます。

次に、ページを戻っていただきまして2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。上段の表にあります収入の第1款資本的収入の決算額は5,285万5,806円で、下段の表にある支出の第1款資本的支出の決算額は1億4,028万2,027円であります。差引収支不足額は8,742万6,221円となっております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金4,742万9,335円、それから過年度分資本的収支調整額474万4,465円、そして当年度分の損益勘定留保資金3,525万2,421円で補填することとしております。

水道事業に関する決算についての説明は以上となります。

続きまして、議案第55号、令和6年度五城目町下水道事業会計決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。

下水道事業会計決算書の1ページから3ページの決算報告書、損益計算書に基づき、ご説明を申し上げます。

下水道事業会計の決算書の1ページをお願いしたいと思いますが、はじめに、収益的

収入における税抜きの事業収益であります。収入欄の欄外にありますように2億9,344万252円であります。そして収益的支出における税抜きの事業費用は、支出欄の欄外にありますように2億8,677万4,373円あります。

続きまして、3ページの損益計算書をお願いいたします。

営業損失でございますが、1億8,581万5,163円で、営業利益は666万5,879円となっております。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金2,144万8,266円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は2,811万4,145円となっております。令和6年度において、使用料等の営業収益の微増や営業費用が減額したことによりまして、昨年引き続き黒字決算となっております。

次に、またページを戻りまして2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明申し上げます。上段の表にある収入の第1款資本的収入の決算額は1億2,647万5,000円で、下段の表にあります支出の第1款資本的支出の決算額は2億798万866円あります。差引収支不足額は8,150万5,866円となっております。この不足額につきましては、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額の26万9,545円、そして過年度分損益勘定留保資金5,460万1,433円、そして当年度分の損益勘定留保資金2,663万4,888円で補填することとしております。

説明は以上となります。

なお、水道事業会計、そして下水道事業の決算につきましては、去る6月26日、27日の2日間、松橋、そして石井両監査委員の審査を行っていただき、その審査結果について別紙による意見書を付して提案するものでございます。

以上、公営企業会計2件の決算認定について一括して上程させていただきました。ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 公営企業会計2件について監査委員の報告を求めます。松橋代表監査委員

○代表監査委員（松橋嘉則君） 水道事業会計及び下水道事業会計決算審査については、6月26日から27日までの2日間にわたり実施いたしました。

はじめに、水道事業会計についてご報告申し上げます。

意見書の5ページから9ページをご覧ください。

なお、金額については税抜きの千円単位でのご報告といたしますので、ご了承願いま

す。

事業収益は1億8,491万円、事業費用2億4,339万8,000円で、5,848万8,000円の赤字となりました。前年度未処理欠損金を加えると6,552万2,000円の当年度未処理欠損金の計上となります。

水道事業の指標による経営状況では、経常収支比率が赤字に転じた平成29年度以降、100%以下となり、令和6年度76.6%で、給水収益による事業運営が成り立っていない状況が続き、料金水準の妥当性を示す料金回収率では67.6%で、給水のための費用を給水収益で賄っていないことを示しています。

人口減少や節水志向の高まりにより給水収益が減少する中、燃料費、電気料金、原材料費、労務単価等の高騰による費用の抑制が厳しい状況となっており、赤字の継続と拡大が進行しております。また、老朽化の状況は、有形固定資産減価償却率が53.6%で前年度より2.1ポイント増加し、改築、更新時期にある資産が増加してきています。水道管の老朽化対策や耐震化対策も進んでいない状況にあります。

このような課題を抱えた水道事業会計であり、水道料金で回収すべきコスト水準の把握と投資的経費を踏まえた適正な料金算定の検討が急がれます。五城目町水道ビジョンで示した安全な水の供給、災害に強い水道施設の構築、持続可能な事業の運営の目標実現に向けて取り組まれるようお願いいたします。

以上、令和6年度水道事業会計についてのご報告とさせていただきます。

引き続きまして、下水道事業会計についてご報告申し上げます。

決算意見書の13ページから15ページをご覧ください。

事業収益2億9,344万円、事業費用2億8,677万4,000円で、純利益666万5,000円の黒字となっております。

令和6年度は、処理区域内人口が前年比133人の減少、それから年間総処理汚水量が4.8%減少、水洗化人口82人の減少などにより、純利益も減少傾向にあります。今後、処理施設、管渠の更新、災害に対する備え等、計画的かつ効率的な対応を図られるようお願いいたします。

以上、令和6年度下水道事業会計についてのご報告とさせていただきます。

○議長（石川交三君） 公営企業会計2件に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 両案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。以上2件のこれが審査については、決算特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第54号、議案第55号は、決算特別委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。報告第4号及び報告第5号を一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、報告第4号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第5号、令和6年度決算に基づく資金不足比率についてを一括議題といたします。

両案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) それでは、議案綴りの11ページから13ページ、14ページをお願いいたします。

報告第4号、そして報告第5号につきまして一括で議案上程をさせていただきたいと思っております。報告をさせていただきたいと思っております。

それでははじめに、報告第4号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字額、資金不足額が生じていないことから、数値は出ておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する3か年平均の比率となっております。この比率については、8.4%とありますが、前年度と比較しますと0.6ポイント減の8.4%となっております。この比率を下げる要因でございますが、普通交付税が昨年度と比較しますと増額となったことと、公営企業会計への地方債償還財源に充てる繰入金の前年度より減額になっていることが減となった要因と分析をしております。

次に、その隣になります。将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率となっておりまして、前年度と比較しますと8.9ポイント減の48.2%となっております。この比率を下げる要因でありますが、先ほどの実質公債費比率と同様、普通交付税が増額したこと、それから地方債の現在高が、まあ残高が減少していること、そして負債に対する準備している基金、この充当可能基金が増えたことによるものと分析をしております。

なお、いずれの数値についても、比率についても、基準内の比率となっております。報告第4号についての説明は以上となります。

続きまして、議案綴りの13ページの報告第5号についてでございますが、令和6年度決算に基づく資金不足比率についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業会計の6年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

14ページをお願いいたします。

資金不足については、一般会計等の実質赤字に相当するものでありますけれども、いずれの会計も資金不足が生じていないことから、数値は表れておりません。出ておりません。

以上、報告第5号についての説明を申し上げます。

以上2つ、報告4号、そして第5号についてのご報告となります。よろしく申し上げます。

○議長（石川交三君） 次に、監査委員の報告を求めます。松橋代表監査委員

○代表監査委員（松橋嘉則君） 令和6年度健全化判断比率についてご報告申し上げます。

健全化判断比率の審査にあたっては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標について、算定の基礎となる計数が正確に計上され、かつ適正に作成されているのかの審査となります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから、良好な状態にあると認められます。

実質公債費比率は8.4%となっており、早期健全化基準である25%を下回っており、良好な状態にあると認められます。

将来負担比率は48.2%となっており、早期健全化基準の350%を下回っており、

良好な状態にあると認められます。

以上、令和6年度決算に基づく健全化判断比率は概ね良好であり、特に指摘すべき事項はございませんでした。

次に、公営企業会計の経営健全化に伴う資金不足比率についてご報告申し上げます。

水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率については、いずれの会計も資金の不足額が生じていないことから、良好な状態にあると認められます。また、特に指摘する事項もありませんでした。

以上、令和6年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率についてのご報告とさせていただきます。

○議長（石川交三君） 両案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 両案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。両案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第4号、報告第5号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

代表監査委員退席のため、暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後 2時54分 休憩

.....
午後 3時15分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案第56号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第56号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、主に8月15日までの大雨災害に伴う農地の災害復旧事業、それから町制施行70周年関連事業への支援、秋田県と協調して行う介護保険施設等への物価高騰対策、

悠紀の国五城目の自然観察園の樹木剪定などクマ対策、それから公園施設の長寿命化計画の改定業務、ターミナルパーク磯ノ目の公園の遊具の更新などを行うため、補正予算を計上させていただいたものであります。

はじめに、この1ページにあります第1条による補正額でございますけれども、歳入歳出予算それぞれ1億4,533万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を64億8,658万8,000円とするものであります。

次に、その下の第2条の地方債の補正でございますけれども、地方創生推進事業など3事業に係る起債の限度額を増額補正するものであります。詳細については歳入補正内容においてご説明申し上げます。

それでは、補正の内容について、歳入からご説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。10款1項1目の1節01の普通交付税の補正でございますけれども、このたびの補正の歳入歳出の収支調整財源としまして9,535万円を補正するものであります。

続いて14ページをお願いいたします。14款1項1目1節の04国民健康保険基盤安定負担金の補正は、国民健康保険税の賦課額確定に伴いまして221万2,000円を減額補正するものであります。同じく2目の1節01現年農地災害復旧費負担金は、8月15日までの大雨災害によるもので、2,320万円を補正するものであります。

次に、16ページをお願いいたします。14款2項1目6節の01地方創生臨時交付金の補正でございますが、昨年度から実施しております国の定額減税関係事業として今年度実施しております「不足額給付金」の増額補正に伴う国からの財源としまして、1,95万円を補正するものであります。

次に、18ページをお願いいたします。15款1項1目1節の04国保の基盤安定負担金の補正でございますが、国保税の賦課額の確定に伴い、1,202万3,000円を減額補正するものであります。

次に、20ページをお願いいたします。15款2項2目1節の05介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金の補正でございますが、物価高騰の影響に対する県との協調補助事業としての財源としまして110万4,000円を補正するものであります。

次に、24ページをお願いいたします。17款1項1目1節04のふるさと納税寄附金（企業）の補正でございますが、千代田区の企業から寄せられました「企業版ふるさと納税」による寄附金につきまして50万円を補正するものであります。

次に、26ページをお願いいたします。18款1項1目の1節01特別会計繰入金の補正でございますが、介護保険特別会計における給付費などの過年度精算分としまして1,296万2,000円を補正するものであります。

続きまして28ページをお願いいたします。18款2項6目の1節01森林環境譲与税基金繰入金の補正でございますが、悠紀の国五城目の自然観察園のクマ対策としまして樹木伐採に係る経費の財源に充てるため、440万円を補正するものであります。

続いて32ページをお願いいたします。21款1項1目1節01の地方創生推進事業債の補正は、商工振興課における「事業所改修事業補助金」の活用事業者が増える見込みであることによる補助金の増額に合わせて、起債を120万円補正するものであります。同じく4目の1節04団体営土地改良事業債の補正でございますが、馬場目門前の袖ヶ沢ため池水利施設整備補修事業負担金に係る起債としまして250万円を新たに補正するものであります。同じく9目1節01の現年農地災害復旧事業債の補正は、8月15日までの大雨災害に対する農地災害復旧についての起債を520万円補正するものであります。

以上が歳入の補正の説明となります。

次に、歳出についてご説明申し上げますが、はじめに職員人件費に係る補正についてでございますが、4月の人事異動等に伴うものでございまして、一般会計における職員、そして再任用職員などの人件費の補正額でございますが、給料、手当、共済費など、総額で5,065万7,000円の増額となっております。特別職、一般職における全体の給与費の補正の明細は、予算書の88ページから90ページに計上してございますので、それぞれ細目ごとの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、34ページをお願いいたします。1款1項1目の0002の議会活動費の補正でございますが、議員活動におけるハラスメント防止研修会の講師謝礼、それから議会広報印刷の実績などを見込みまして、合わせて44万8,000円を補正するものであります。

次に、36ページをお願いいたします。2款1項1目0004の電算業務費の補正でございますが、テレワーク用のパソコン15台の購入などについて、合わせまして467万円を補正するものであります。同じく6目の0001の企画費一般の補正でございますが、町長の車、公用車の運転手1名の報酬、それから東京、それから仙台でこれから行いますけれども、五城目ファンミーティングに係る旅費などにつきまして79万8,

000円を補正するものであります。同じく0006の集落支援員活動事業の補正でございますが、新たにJAあきた湖東の移動販売を行う事業を加えるとともに浅見内活性化委員会に対する業務経費を増額するため、195万9,000円を補正するものであります。

続いて38ページをお願いいたします。9目の0001の地籍調査費の補正でございますが、県の富津内川の改修や令和5年災で残土置き場で活用させていただいております「農事組合法人山ゆり」が使用している農地について、来年度の畑地化事業に向けて、測量、そして国土調査図面の調整などを行う必要があります。666万3,000円を補正するものであります。同じく、その下になりますが、10目0002の町功労者（式典）の補正でございますが、秋田魁新報社が行うイベントにつきまして、町制施行70周年記念事業とタイアップして実施することとしておりまして、その負担金など合わせまして144万4,000円を補正するものであります。

続いて40ページをお願いいたします。2款2項1目の0002の定額減税調整給付金等事業の補正でございますが、令和6年の所得額の確定に伴う不足額給付金の実績見込みにより、このたび1,095万円を補正するものであります。

次に、46ページ、飛びますが46ページをお願いいたします。3款1項1目0012の介護保険施設等物価高騰対策事業の補正でございますが、物価高騰の影響に対する県との協調補助事業でございます。介護施設の「食材料費」に対する補助金としまして220万9,000円を補正するものであります。

次に、52ページをお願いします。3款6項1目の0001保健基盤安定化事業の補正でございますが、本年度の国保税の賦課額の確定に伴うものでございまして、1,897万9,000円を減額補正するものであります。

続いて58ページをお願いいたします。6款1項の5目0001の農地費一般の補正でございますが、馬場目門前の袖ヶ沢ため池の水利施設整備補修事業に対する負担金としまして280万円を補正するものであります。

次に、60ページをお願いします。6款2項の4目0002林道補修事業の補正でございますが、林道五秋蛇喰線工事に関しまして人件費高騰による測量設計業務の増額、そして当該箇所への通行を可能にするための応急処理に必要な機械借上料について、合わせて173万円を補正するものであります。

続いて62ページをお願いいたします。7款1項2目0003の商店街振興事業の補

正でございますが、事業所改修事業補助金の活用を希望する事業者が増える見込みであるため、122万円を補正するものであります。同じく5目の0002悠紀の国五城目の補正でございますが、自然観察園のクマ対策を行うための樹木伐採を行うため、今回443万4,000円を補正するものであります。

次に、66ページをお願いいたします。8款2項2目0001の道路補修事業の補正でございますが、冬期間の除雪対応を進めるということで道路の防雪柵の張り出し・収納業務の経費、それから道路除雪に支障のあるマンホール周りの補修、そして八田町内の若宮橋の沈下応急補修などを行うため、合わせまして1,039万9,000円を補正するものであります。

次に、68ページ、8款4項4目をお願いいたします。の0001の公園維持補修等事業の補正でございますが、公園施設の長寿命化計画の策定業務、そしてまたターミナルパーク磯ノ目の子どもたちが遊んでおります滑り台などの遊具2基を撤去、そして新設するとともに、隣接する東屋の屋根等の補修を行うために、トータルで540万9,000円を補正するものであります。

次に、70ページをお願いいたします。8款5項の住宅関係になります。1目の0002の住宅管理運営費の補正でございますが、矢場崎の公営住宅の周辺の樹木、桜などでございますが、その剪定を行うため275万9,000円を補正するものであります。

続いて72ページをお願いいたします。

9款1項の1目0003の施設管理費の補正であります。馬場目の薬師山の基地局への落雷で故障した電源装置の整流器ユニットの交換、そしてまた消防署の訓練塔の目盛り板の取り替えとその支柱金具の補強工事を行うため、合わせまして121万円を補正するものであります。

続きまして84ページをお願いいたします。11款1項1目0001の現年災害復旧事業の補正でございますが、何度も繰り返しますが、8月15日までの大雨災害として、農地などの災害復旧に係る経費としまして3,174万4,000円を増額補正するものであります。

次に、86ページをお願いいたします。11款2項1目0002の過年災害復旧事業の補正でございますが、廣徳寺橋の上部工の工事変更積算・現場技術業務を加えるため254万1,000円を補正するものであります。

教育委員会関係の補正予算の内容については、教育長がご説明申し上げます。

私のほうから説明した内容は以上でございますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 教育委員会関係の一般会計補正予算の概要について申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

16ページをお願いします。14款2項3目衛生費国庫補助金1節06医療施設運営費等補助金、学校教育課分の補正は、学校におけるフッ化物洗口事業に対する財源として7万4,000円を補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

68ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001雀館運動公園管理費の補正は、公園内の倒木、危険木の伐採、松くい虫防除に係る委託料として202万4,000円を補正するものであります。

74ページをお願いします。10款1項2目事務局費0001学校用事務費の補正は、財源構成のみの補正内容となっております。同じく0004放課後児童健全育成事業の補正は、学童保育すずむしクラブ利用料の口座振替開始に伴う口座振替手数料及び学習室のカーペット枚数の増加に伴うクリーニング料金について2万2,000円を補正するものであります。

76ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0001管理費一般の補正は、小学校児童昇降口の扉外れ止めの改修費及び今後の小破修繕対応見込み分について19万円を補正するものであります。同じく2目小学校教育振興費0001教育振興一般の補正は、プログラミングワークショップを通じたSTEAM教育を小学校で実施するための経費として27万円を補正するものであります。

78ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0001管理費一般の補正は、中学校施設における小破修繕対応見込み分として10万円を補正するものであります。同じく2目中学校教育振興費0001教育振興一般の補正は、小学校と同様、プログラミングワークショップを実施するための経費及び中学校総合体育大会の全国・東北大会出場に対する補助金として185万7,000円を補正するものであります。

80ページをお願いします。10款4項2目社会教育施設管理運営費0002山村開発センターの補正は、PCB分析を要する町民センター高圧電力機器の更新費用として

44万7,000円を補正するものであります。同じく0012杉沢交流センター友愛館の補正は、除雪作業委託料とPCB分析を要する機器の撤去作業委託料及び低圧電力機器への移行工事費として247万6,000円を補正するものであります。

82ページをお願いします。10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般の補正は、全国大会等出場選手に対する激励交付金と長野市で開催される全国スポーツ推進委員研究協議会に出席する被表彰者及び随行職員の旅費等として44万円を補正するものであります。同じく3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館の補正は、トイレのハンドドライヤーの交換修繕料として40万7,000円を補正するものであります。同じく0002屋内温水プールの補正は、循環ろ過装置ろ布の定期交換作業委託料と故障した洗濯機の購入費として319万3,000円を補正するものであります。

以上、9月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます・・・14番。

○14番（館岡隆君） 教育長にお尋ねしたいと思います。

ページはですね、教育関係、振興費一般なんでございますが、いずれ教育も行政も全て予算に基づいて行われているわけでございますが、ただその五城目町の教育というものに対してのマインドっていうかポリシーっていうか、それらについての、まあ教職員に対する教え方っていうか指導の仕方っていうのがあるのかなと、こういうふうに思ったりいたします。というのは、最近の非常に先生方が非常にまあ過剰労働しているような状態になってるというふうによく言われてるんです。それとまた、先生になる人が全国的に非常に少ない、あまり人気のない仕事だようでございます。そのせいかどうか、新聞、マスコミで知るしかないわけですけども、名古屋で起きた、愛知県で起きた小学校の教師による大変な破廉恥な行為。それまた、その人にまたネットで知り合って、お互いに回しながらいいねを繰り返してる。あんな状態の先生がよくまあ、子どもたちを材料にして、自分の教え子、そんな状態をつくってる。先生が不足だからそうなるか、それとも日頃の自分の業務に対して、ちょっとまあストレスたまってるのか。それでは許されない大変なことのやっていると、こういうように思うんですよ。まあ普通の人間でも考えられない。子どものいろんな写真撮ったりね。その後からまた栃木県で、

自分の勤めておった前任校も含め、現在の学校も含めて、女子トイレ、女子更衣室に二十何か所もカメラをいまだにつけておった。とんでもない状況があるわけでございまして、そんな言い訳も聞かないわけですけれども、そんな状態、何になるか。これはやっぱり、まあ我々は先生は聖職だと思ってきたんですけれども、とんでもない話で、こんな状態で五城目町の教育そのものがどっかで何かを言わなければ、まあこの予算書に基づいて事業だけ遂行していったからプラマイゼロで良かったと、それだけじゃなくて、やっぱりそれらをチェックする教育委員会でチェックする機会がなきゃならないんじゃないかなと思うんですよ。例えばアンケート取ったり、例えば対面で面接したり、まあいずれ今のところ何も出てきてないけども、ほんの数年前、まあ当然皆さんご存じですけれども、父と母も校長先生やってるのに、その子どもが、もう採用なった当日、その学校でもういきなり盗撮ですよ。まあ何ていうか。まあそれですぐ捕まったけれどもね。ですから教育環境でない、やっぱりもう性癖になってる部分があるんでないかなと、こういうように思うんですよ。子どもに対してはね。だからまずこういうふうに思えばですね、実際これは文部省でも法的に大変な制約、法律作って守ってるつもりですけれども、大体それらの人材を全部データベース化してるそうですけれども、実際まあ採用の時点で、そのデータベース開いてチェックしたって、県単位では、なかなかおらないようであります。これはまあ文部省の発表で分かりますけれども。そんな状態で、せっかくいい法律作っても、結局その利用する側っていうか見る側がそれを投げやりにしてる。これではやっぱりね、五城目の教育、五城目の教育と、今回特に今回の議会は、小学校、中学校、高校について議員の方々から非常な良い意見ございました。それらの意見がございましたけれども、実際はみんながそういう思いで子どもたちを見守っているわけですけれども、実際、今確かに見守って、この予算書見てもいろいろ子どもたちのための予算もみんなあるわけですし、だけでもそういうことが、秋田県で五城目町でないけれども、いずれ何かしらもしかしてあれば大変。どっから来た先生がやるかもしれないし、分からない。これやっぱりデータベースをしっかりとチェックしながら、これらやっぱり横の連絡、やっぱり教育委員会としてもチェックしなきゃならないと、こう思うんです。

ですから、教育長、まあ何ていいますか、まだまだ教育長の時間ありますから、この際、これについてやっぱり手を下しておくべきじゃないかなと、こういうように思うんですよ。残念ながら、まあ平家物語でないけども、いずれはいろんなことがあるわけで

すけども、あると思うわけですが、まずその辺をやっぱり課題として、やっぱり教育長はこうあるべきだと、教育長の責任ってこういうこと、教育委員会はこうあるべきだということをやっぱりしっかりしたものを作り上げていただきたいもんだなど、こういうように思います。

予算については特にないんです。よろしくをお願いします。

○議長（石川交三君） 14番館岡議員、今のは質問ですか。

○14番（館岡隆君） 質問です。

○議長（石川交三君） 何の質問ですか。

○14番（館岡隆君） いやいや・・・。

○議長（石川交三君） 教育。ちょっと待って。教育に関しては、この後、報告第6号で五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてが議題となります。その時点で関連する質問があったら、ここでしてください。今は補正予算についての審議ですから。

ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第56号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第57号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、予算書の93ページをお願いいたします。

議案第57号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、歳入においては、税率改定及び所得の確定に伴う本算定に基づく国保税の減額、これに伴う一般会計からの繰入金の減額、また、歳出においては、県への医療給付金の納付金の減額、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度に対応するためのシス

テム整備などを行うため、補正をするものでございます。

予算書の93ページの第1条にありますように、補正額は、歳入歳出予算をそれぞれ4,232万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を11億3,295万3,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第57号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第58号、令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、予算書の117ページをお願いいたします。

議案第58号、令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、主に令和8年度からの子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム整備を行うため、補正するものであります。

第1条にありますように、補正額は、歳入歳出予算をそれぞれ164万円増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億6,200万5,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第58号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第59号、令和7年度五城目町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) それでは、予算書の131ページをお願いいたします。

議案第59号、令和7年度五城目町介護保険特別会計補正予算(第1号)、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、主に介護予防ケアマネジメント事業の増額、それから過年度介護給付費などの確定に伴う返還を行うため、補正を行うものであります。

第1条にありますように、補正額は、保険事業勘定の歳入歳出予算をそれぞれ4,479万6,000円増額し、補正後の歳入歳出予算総額を20億770万7,000円とするものであります。

なお、本補正における財源として、この繰越金について、前年度繰越金1億2,999万8,557円のうち、このたびは、その1億2,000万円のうちの4,348万9,000円を補正計上しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第59号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第60号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、予算書の155ページをお願いいたします。

議案第60号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、主に浄水場における渇水時対策として取水用ポンプの発電機の設置、それから黒土地区の配水管布設工事の設計管理業務の委託、それから、今作成中であります給水車の車庫の設計業務の委託をするための経費などを増額補正し、企業債償還元金の減額を行うため、補正を行うものでございます。

155ページの第2条にありますように、収益的収入及び支出の補正でございしますが、補正額は、支出の第1款事業費用72万円を増額補正するものであります。

で、その下の第3条の資本的収入及び支出の補正であります。補正額は、支出の第1款資本的支出18万4,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第60号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第61号、令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、予算書の161ページをお願いいたします。

議案第61号、令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、管路施設の調査点検業務を行う経費、それから人事異動に伴う人件費を増額するため、補正を行うものであります。

第2条の収益的収入及び支出の補正でございますが、補正額は、収入の第1款下水道事業収益は、職員人件費に係る一般会計からの補助金33万円を増額補正し、支出、下のほうになりますが、支出の第1款下水道事業費用は、人件費と委託料合わせまして363万円を増額補正する内容となっております。

説明は以上であります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第61号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第6号、令和6年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 議案綴り15ページをお願いします。

報告第6号、令和6年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について、報告理由をご説明申し上げます。

本報告は、五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり議会に報告するものであります。

点検及び評価の趣旨は、教育委員会の主要な施策や事務事業の取り組み状況について、点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進に努めるものであります。

令和6年度の事務事業については、学校教育課関係の主要な事務事業4項目、生涯学習課関係の主要な事務事業4項目、合わせて8項目について点検及び評価を実施し、教育委員会による自己評価として「A：期待どおり」が4項目、「B：概ね期待どおり」が3項目、「C：改善の余地がある」が1項目という内容となっております。

これを基に、7月4日と7月29日に「五城目町の教育に関する点検と評価審査委員会」を開催し、教育委員会による自己評価が適切であるかどうかについて審査委員からご意見をいただき、報告書にまとめました。そして、8月27日に開催されました教育委員会8月の定例会において議決されております。

今後も点検及び評価の結果を踏まえて、各事務事業の課題改善を図り、効果的な教育行政を一層推進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番

○14番（舘岡隆君） 先ほどはちょっとフライング気味であったんで申し訳ございませんでした。再度お願いしたいと思います。

ただいまの報告について、その十分でございますけれども、ただ教育委員会として、先ほどの発言の中でも申し上げましたけれども、全国的に先生の大変な重労働と言いますか、大変な、先生方が遅くまで頑張っていると、そういうことに対しての、それについては国、県がやるべきなことだと思いますけれども、それ以上に、五城目の教育のマインドと考え方とか、それらについては、やっぱり我が町の教育委員会がやっぱり指導していくべきっていうかな、リードしていくべきじゃないかなと、こういうように思います。その意味で、先ほどもフライングの中で話しましたけれども、愛知県での340人、1年間で、懲罰受けてるんですね、同じ時期に。340人ですよ。これ全国的に関西のほうはかなり多い人数がおったようですけれども、いずれまあ同じ流れですからみんなつながっているわけございまして、非常に危険な状態、もしかしたらなってるかもしれない。それが、そのマスコミに、その新聞等によりますと、非常にその先生が対外的には同僚にも、また保護者にも非常に慕われてると、子どもたちにも。それで、加害者、被害者なってる子どもは全部無口で静かな人、誰にもあんまり言わない人、そういう子どもたちが皆犠牲になってるようです。ですから、何というの、大変なある意味、おりこうにしている子どもが皆そういうような状況になってる。これも先生方が、先生方っというか、特定の先生ですけれども、それもまたグループでつながってるというのは、これはどこで、まあ秋田県の先生方がつながらないとも限らないわけですし、この前、栃木県の先生もトイレのカメラについても、そのカメラの、それをまた期待してる人もいるんですね、先生方で。そんな状況が果たしていいのかどうか。それらについて、教育長、教育委員会として、今後やはり五城目の先生に対して何らかのコンタクトってい

うか、まあアンケートを取るなり、指導するなり、面接するなり、それらに気をつけてかなきゃならないんじゃないかなと、こういうように思います。

今思い出したけれども、荒川町長の選挙のリーフレットの中に上杉鷹山の言葉が入っておりました。「なせば成る」のことですけれども、いずれ時間も余らないっていえば時間は関係なくて、ここでひとつ時間がないかもしれませんが、その方向をひとつ示していただきたいなど。教育長の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 今回の報告書については、教育委員会の事業報告に対する評価ということで報告書を出させていただいております。今、館岡議員の質問については、教育行政一般としてお答えさせていただきます。

まず教職員の不祥事についてであります。私もこう憂慮しているところであります。教職員による盗撮ということで、小学生も含めてですね、いろんなところでその盗撮をして、いろんな情報が共有、仲間の中で共有されているということで、大変こう憂慮している事態であります。で、今日の新聞によりますと、愛知県のみよし市では、今9月定例議会やってるということで、みよし市内の全ての12小・中学校に防犯カメラを設置するというので、今、議会で5,772万円の補正予算を提出しているということです。そういう記事も今日の新聞にありました。いずれ学校では、本町では今そういうことはないのですが、もしかすると今後の流れの中でそういった校舎内に、まあいろんな意見あるかと思いますが、防犯カメラの設置というような流れも、もしかするとこの後出てくる可能性があるかというふうに思っておるところであります。

普段は、管理職には、よく教職員の様子をよく観察してくださいというふうに申し上げております。また、秋田県では不祥事に対するチェックリストもちゃんと校長にも渡っておりますので、まあそれに従って、まあ盗撮だけでなく、いろんな体罰その他いろいろセクハラとかもありますので、そういったチェックリストがありますので、管理職がそれに基づいて日々の教職員を観察しながらチェックしているということでもあります。

幸い本町の教職員については、これまでそういう事例はないわけですが、いずれ、いずれどこかで何起きるか分からない状況にもありますので、まあ今後のまた管理職のそういった観察を十分行うようにしたいというふうに思っているところであります。

また、学校では毎年、学校評価も行っておりますし、それから校長と教職員が人事評価の面談も行っておりますので、そういったことも含めてですね、この後、管理職と教

職員の意志疎通を図っていくようにしたいというふうに思っているところであります。

あと、その働き方改革については、日々、毎月、教育委員会に先生方の仕事の時間外勤務等も含めて毎月報告していただいております。いずれ学校行事等あれば、かなりの時間外が増えている状況にもあります。部活動については、地域移行もあってですね、だんだん減りつつはあるんですが、いずれ中学校の教員についてはまだ時間外が多くなっている状況になっております。で、国でもいろいろ問題になっておりまして、今後その教職員の働き方については、教育委員会がどういう対策をするかという公表することに今度なりますので、教育委員会としてその働き方改革についてどういう対策を立てていくかというのは、今後公表されていくことになると思います。たぶん来年度あたりから。で、あとは校長にも学校の教員の働き方改革について自己評価の目標の一つにしてくださいということになっておりますけど、今度校長もかなりの責任を持たないといけないと、そういう状況にもなってきておりますので、いずれ教職員もブラック企業化しておりますので、何とか働き方改革を含めてですね、1人でも多く教職員を目指す人が増えてくるように頑張っていきたいなというふうには思っております。

いずれこれからいろいろまた国の予算等もありますので、いろんな面で措置がされるというふうに考えておりますので、また何かありましたら議会のほうにも報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第6号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第7号、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴りの16ページ、16ページをお願いいたします。

報告第7号、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

報告理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

報告書の内容についてでございますけれども、「事業報告書」から「事業計画書」まで9項目からなっております。

経営状況について、17ページから、議案綴りの17ページから19ページの総括概要に基づきましてご説明をさせていただきます。

第20期となる株式会社あったか五城目の令和6年度事業につきましては、町内の各種会合等の需要の増加から、この「五城館」の売上高は、対前期比で236万4,000円増の2,683万4,000円となりました。部門別では、宴会部門が対前期比で253万7,000円増となり、全体の売上げ増加を牽引しております。

次に、当期純利益につきましては163万5,000円を計上しておりまして、9年ぶりの単年度黒字決算となっていることに加え、営業利益の前期対比では238万1,000円となっており、収益性は向上しております。

今後も、引き続き食材管理、原価管理を徹底し、利益率の向上を目指し利益確保を図っていくとともに、事業面におきましては、各種親睦事業の利用者拡大と販売促進を図り、増収に努め、また、五城目町の活性化のための「町づくり会社」としても取り組みを続けていくとする方針となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。8番

○8番（松浦真君） 最後の時間なんで短めにしますが、すみません、3つ確認させてください。

はちらば、八郎潟のほうもいろいろこの委託費の話とかで閉鎖なったり、今またちょっと復活したりとかいろいろしてるようですけども、まあ状況ありますので確認させてください。

昨年の12月までは恐らく荒川滋、その時は議員だったと思うんですが、荒川滋さんがあったか五城目の役員だったと思われまして、で、この後、町長になられたことも含めて、退任されてるのかどうかをちょっと確認したいのと、退任されてるとすればいつされたのかを一応確認させてくださいが1つ目です。

2つ目は、売上げのうち、黒字化されたことは良いと思うんですが、宴会比率がとて

も売上げの半分を占めております。その中で、この中でもありますとおり町や町内から、町や町内会の、まあ町に関係するものが五城館を使うという状況がなければ、そもそもこの五城館は存続できない状況であるということも、この数字からも見てとれます。企業体としては、その町が使わなければ存続できない状況の、まあ場所的な意味もあるんでしょうけど、あまり健全でないのかなと考えます。過去も町から資金を入れる際にコンサルタントを入れて、その財務健全化とか、まあここにもあります食品の原材料費、原価率を下げるとかいろいろありましたけども、この改善した結果がどのようになっているのかを教えてくださいが2点目でした。

最後3つ目です。町や議会で、これは私5年間議員をやりながら感じてることとしてなんですけども、キャパシティの問題はもちろんあるかもしれませんが、今のところ町で大人数でこの懇親会をする時の場所が、五城館か丸富しか今のところ私は行ったことがないです。昔は松竹があったと思うんですけども。で、今いろいろほかに民間企業が、まあダイサンなくなった後も、例えば目の前にハドルアップコーヒーとか、ポコポコキッチンとかHIKOBESANさん、HIKOBESANってアンテナショップのほうですけども、とかいろいろ生まれてます。で、もちろんそこで懇親会をするかどうかは別としても、今まで丸富か五城館以外の選択肢が選ばれてないってということも含めると、過去の慣習だけで五城館を維持することが正しいのかってということも、まあ新陳代謝とかいろいろ考えていって五城館自身がよりよいサービスや改善を促すということも大事じゃないかなと考えますので、この3つについて、過去の慣習だけで五城館を選択することが正しいのかどうかについて、町の考えを教えてくださいたいと思います。3つです。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

会社設立当時から取締役として勤めてきました。で、一時、代表取締役専務に就いていた時もあったんですけども、議員就任とともにその代表取締役専務からは降りて、普通の平取締役としておりました。で、今年の町長就任前に取締役は引退というか退いております。

以上です。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 2つ目のご質問なんですけども、町、町内会がまずメインで使っているといったところで売上げ的にいかなものなのかという話だったと思いま

すけれども、宴会から見てることは確かにこれはうれしい、頼もしいところなんですけれども、逆にこの仕出し等が落ちてるといふところは、ちょっとネックになってるのかなというふうに思っております。こういった部分も増やしていければというふうには考えております。

で、コンサルのお話ですけども、確かに一昨年ですか、お話、そういうお話も検討もしていたんですけども、なかなかこういう方がいないというか、めぼしいその、実際のところはまだそこまでには至っていないといった状態であります。

それとあと、懇親会、まあ五城館か丸富しか選択肢がないじゃないのかというお話なんですけれども、そちらにつきましては、まずキャパ的にそれを受け入れるところはそれしかないといふところですので、そこはもう致し方がないところなのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第7号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会といたします。ご苦労様でした。

午後 4時20分 散会

